

第38回山梨県環境保全審議会（平成26年2月5日開催）

審議事項(1)資料

第2次山梨県環境基本計画 （案）について

森林環境総務課

第2次山梨県環境基本計画（案）

平成26年1月

山 梨 県

目 次

第1章 計画策定の考え方	1-1
第1節 計画策定の趣旨.....	1-1
第2節 計画の目的.....	1-1
第3節 計画の性格・他計画等との関係.....	1-2
第4節 計画の対象.....	1-3
第5節 計画の期間.....	1-4
第6節 計画の構成.....	1-4
第2章 環境に関する状況	2-1
第1節 環境を取り巻く状況.....	2-1
第2節 本県の基本特性.....	2-4
第3節 本県の環境の現状.....	2-7
第4節 これまでの成果・今後の課題.....	2-20
第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像	3-1
第1節 計画の基本目標.....	3-1
第2節 4つの目指すべき将来像.....	3-1
第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割	4-1
第1節 県民の役割.....	4-1
第2節 民間団体の役割.....	4-3
第3節 事業者の役割.....	4-4
第4節 市町村の役割.....	4-6
第5節 県の役割.....	4-7
第5章 環境の保全と創造のための施策の展開	5-1
第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり.....	5-3
第2節 安全・安心で快適な生活環境づくり.....	5-7
第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり.....	5-12
第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり.....	5-17
第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり.....	5-20
第6節 環境の保全と創造のための基盤づくり.....	5-24
第6章 重点的に取り組む施策	6-1
第1節 富士山及び周辺地域の良い環境の保全.....	6-3
第2節 健全な森林・豊かな緑の保全.....	6-6
第3節 持続可能な水循環社会づくり.....	6-9
第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり.....	6-12
第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進.....	6-15
第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進.....	6-18
第7節 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進.....	6-20
第7章 計画の推進	7-1
第1節 推進体制.....	7-1
第2節 計画の進行管理.....	7-2

第1章 計画策定の考え方

第1節 計画策定の趣旨

現代社会は、物質的豊かさと生活の利便性をもたらす一方で、廃棄物処理や生態系への影響、地球温暖化やオゾン層破壊など様々な環境問題が顕在化しています。

こうした環境問題は、日常生活や通常の事業活動に起因するものが多く、解決のためには、私たち一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイル、豊かさに対する考え方を変え、生活行動や経済活動のあり方そのものを「環境」という視点から見直していくことが求められます。

今、私たち全ての者が、人類社会の持続的発展に向けて、環境の持つ価値をより一層認識し直し、環境の保全と創造に向けた取組を進め、かけがえのない財産である緑あふれる森林、清らかな水などの豊かな自然や良好な環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

このような考え方に立ち、本県では、平成16(2004)年4月、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行し、同条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として、平成17(2005)年2月に「山梨県環境基本計画」を策定しました。

平成25(2013)年度に「山梨県環境基本計画」が目標年次を迎えることから、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、新たに「第2次山梨県環境基本計画」を策定します。

第2節 計画の目的

本計画は、「山梨県環境基本条例」第8条の規定に基づく計画であり、その目的は次のとおりです。

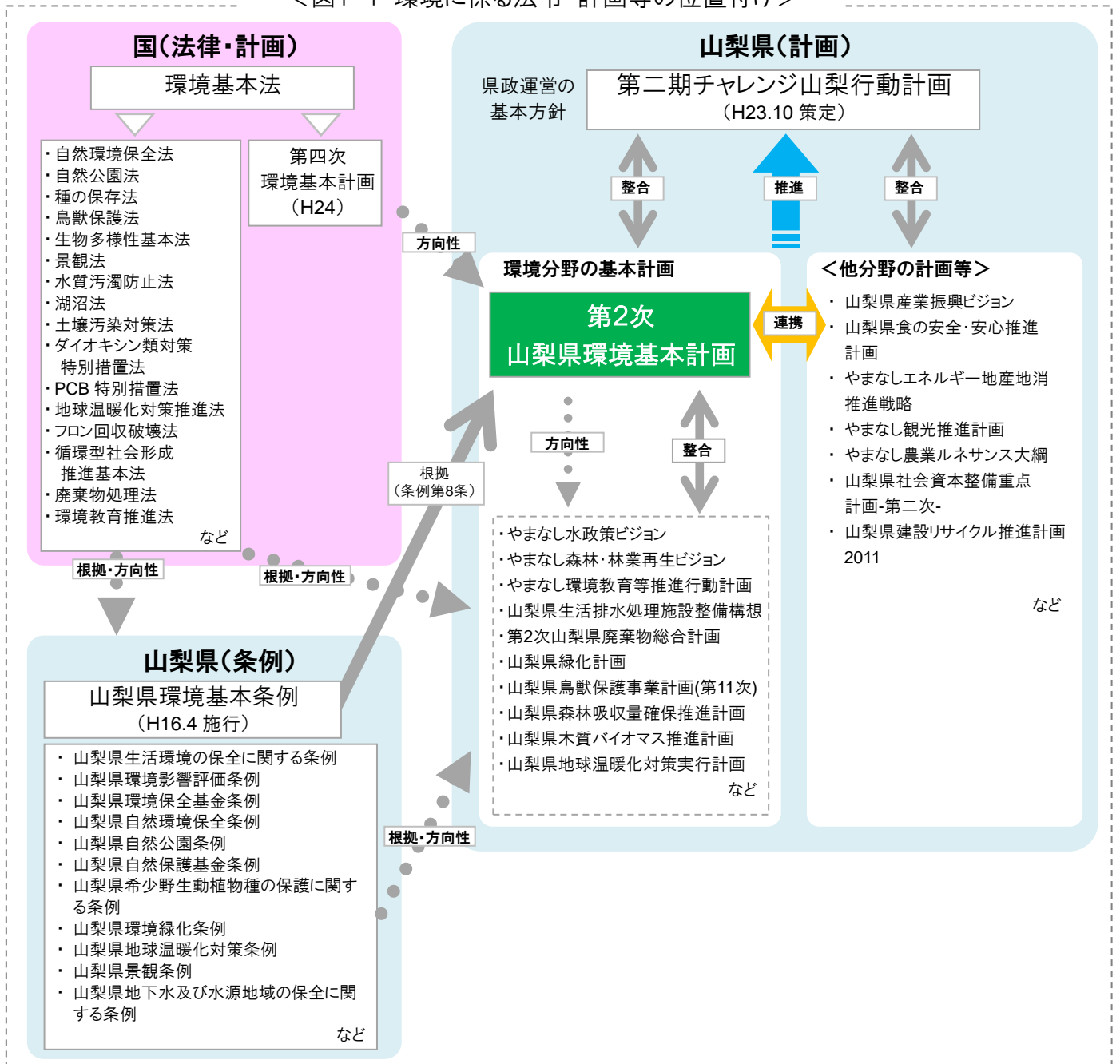
- ① 健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。
- ② 県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

第3節 計画の性格・他計画等との関係

本計画は、県政運営の基本指針である「第二期チャレンジ山梨行動計画」(平成23(2011)年10月策定)の基本理念である「暮らしやすさ日本一の県づくり」を環境面から推進する計画として、「環境先進地域」山梨の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画です。

本県の環境保全に関連する個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進するものとします。また、県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図るものとします。

<図1-1 環境に係る法令・計画等の位置付け>



第4節 計画の対象

環境は、それ自体が包括的な概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化によって変遷していくものであるため、限定的には捉えず、今後、新たな環境問題が生じた場合は適切に対応していく必要があります。

この計画では、対象とする環境を、「山梨県環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとします。

生活環境	○ 廃棄物、物質循環 等 ○ 大気、水質、騒音・振動・悪臭、地盤沈下、土壌汚染、化学物質 等 ○ 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自然環境	○ 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 等
地球環境	○ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等

＜図1-2 計画が対象とする環境＞



第5節 計画の期間

本計画は、平成35(2023)年度を目標年次として策定します。

なお、環境の状況の変化などに対応するため、計画の環境指標(数値目標)等については、おおむね5年を目途に見直しを行います。

また、計画の策定時に想定されなかった社会経済情勢や環境問題の変化等が生じた場合は、必要に応じて随時見直しを行います。

第6節 計画の構成

第1章 計画策定の考え方

計画策定の趣旨、目的及び計画の性格など計画に関する基本的事項を示します。

第2章 環境に関する状況

環境を取り巻く状況や本県の基本特性、本県の環境の状況とともに、「山梨県環境基本計画」(平成17(2005)年2月策定)のこれまでの成果や今後の課題について示します。

第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

計画の基本目標と、計画の推進に当たって目指すべき本県の環境の将来像を示します。

第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

計画の目指すべき方向を達成していくために、地域を構成する各主体がどのような役割と責任のもとで取り組むことが望ましいかを示します。

第5章 環境の保全と創造のための施策の展開

環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくための施策の展開方向を示します。

第6章 重点的に取り組む施策

計画の推進に当たって県が重点的に取り組む施策を示します。

第7章 計画の推進

計画を推進するための体制や進行管理に関する事項を示します。

第2章 環境に関する状況

第1節 環境を取り巻く状況

1 社会的背景

近年、私たちを取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。グローバル化の進展や、高度情報通信社会の到来により、世界との距離が急速に縮まり、世界中の様々な国や地域における経済活動や社会変動の結果が、かつてない速さで伝播し、他の国や地域へ影響を及ぼしています。

温室効果ガスの排出による地球温暖化問題や、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など、人類生存の基盤である地球全体の環境に影響を及ぼすような地球規模での環境問題もその例外ではなく、私たちの日々の生活や事業活動に起因する環境への負荷が他の国や地域の人々の生活に及ぼす影響も、ますます強まっています。地域間相互が密接に結びついた今日の人類社会においては、私たち一人ひとりが、地球に暮らす一員として、自分の周囲だけでなく、世界への影響を考慮に入れながら、生活様式や事業・経済活動のあり方を考えることが求められています。

一方、国内に目を向けると、20世紀後半の高度経済成長期以来、我が国の社会では、生活水準の上昇と生活の利便性の向上を追い求めた結果、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う生活様式が定着し、生活排水による

水質汚濁や交通などに起因する大気汚染、化学物質による環境リスクの高まりや自然環境の破壊問題など、様々な環境問題に直面してきました。

しかし、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う原子力発電所の事故を受けて、自然の持つ圧倒的な力に対する社会やシステムの脆弱性など、人間の力の限界が改めて認識されるとともに、大量の資源・エネルギーを消費することではじめて成り立つ、経済効率性や競争性を重視した今日の社会のあり方が見つめ直され、人と人とのつながり、地域や社会への貢献などが強く意識されるようになり、人々の価値観や意識が変化する兆しが見えはじめています。

自然との関わり方や、安全・安心の視点も含め、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させる」(昭和62(1987)年ブルントラント委員会報告書)『持続可能な社会』を築き、それを将来の世代に引き継いでいくためには、私たちが、環境による制約を前提条件として受け入れ、その制約のなかで資源やエネルギーを効率的に利用しながら、環境への負荷を低減し、自然と共生していくことが求められています。

2 環境に関する国内外の情勢

我が国では、平成5(1993)年の「環境基本法」制定以降、国の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「環境基本計画」(平成6(1994)年)、「第二次環境基本計画」(平成12(2000)年)、「第三次環境基本計画」(平成18(2006)年)、「第四次環境基本計画」(平成24(2012)年)が策定されています。「第四次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会が掲げられています。

環境を巡る様々な動きの中で、地球温暖化問題については、これまで平成4(1992)年に気候変動枠組条約、平成9(1997)年に京都議定書が採択され、先進国全体の平成20(2008)年～平成24(2012)年のCO₂排出量を平成2(1990)年比で少なくとも5%削減することを目的として、各国の数値目標が定められました。

我が国における地球温暖化の防止に向けた取組としては、平成10(1998)年に、京都議定書における目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務・役割を明確にした「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。平成17(2005)年4月には、京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とした「京都議定書目標達成計画」が策

定され、様々な取組が進められる中で、京都議定書第一約束期間(平成20(2008)年～平成24(2012)年)の6%削減目標を達成する見込みです。

京都議定書に代わる2020年以降の国際的な排出削減の枠組については、気候変動枠組条約締約国会議において構築に向けた協議が継続的に行われており、我が国においても、中・長期の温室効果ガス排出削減目標の設定を含めて、今後、必要な法整備や計画の策定、施策の実施による地球温暖化対策が一層強化されていくものと考えられます。

自然環境・生物多様性については、国連環境開発会議(地球サミット)において、平成4(1992)年に「生物多様性条約」が採択され、この条約に基づき、日本では平成7(1995)年に最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。平成20(2008)年には「生物多様性基本法」が施行され、この基本法に基づき、「生物多様性国家戦略2010」(平成22(2010)年)、「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成24(2012)年)が策定されました。「生物多様性国家戦略」では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針、国が行うべき施策の方向や講ずるべき対策等を定めたもので、これにより各種の取組が進められています。また、平成22(2010)年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する「名古屋議定書」と、平成23(2011)年以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されました。愛知目標では、生物多様性損失の

根本原因への対処や持続可能な利用の促進等、5つの戦略目標と、その下位にそれぞれの個別目標が掲げられています。

循環型社会の構築については、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成するための基本的枠組として、平成13(2001)年に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを踏まえ、資源有効利用促進法や廃棄物処理法の改正をはじめとした、一連のリサイクル法が施行されました。

平成19(2007)年には、今後の世界の枠組づくりへ我が国が貢献する上での指針である「21世紀環境立国戦略」において、持続可能な社会が「低炭素・循環型・自然共生型」社会の各側面を統合した取組展開が不可欠であることが示され、これを踏まえて、循環型社会形成推進基本法に基づく「第二次循環型社会形成推進基本計画」(平成20(2008)年)、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25(2013)年)が策定されました。また、平成21(2009)年には、「バイオマス活用推進基本法」が制定され、この法律に基づく「バイオマス活用推進基本計画」が平成22(2010)年に策定されるなど、循環型社会づくりへの取組が着実に進みつつあります。

第2節 本県の基本特性

1 地 勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、南は日本一の高峰富士山(標高3,776m)、西には3,000m級の山々からなる南アルプス、北には八ヶ岳、茅ヶ岳、北東には奥秩父山塊など、周囲を急峻な山々に囲まれた内陸県です。

河川は、富士川水系、相模川水系、多摩川水系の3つに分けられます。

富士川水系は御坂山地の西側に位置し、富士川(釜無川を含む)、笛吹川が流れてお

り、その流域は県土面積の約4分の3を占めています。相模川水系は御坂山地の東側に位置し、相模川(桂川を含む)が流れ、また、多摩川水系は県の北東部に位置し、多摩川、小菅川が流れています。

県土面積は、4,465km²(平成23(2011)年10月1日現在)で、我が国の総面積の約1.2%にあたります。

図2-1 山梨県全図

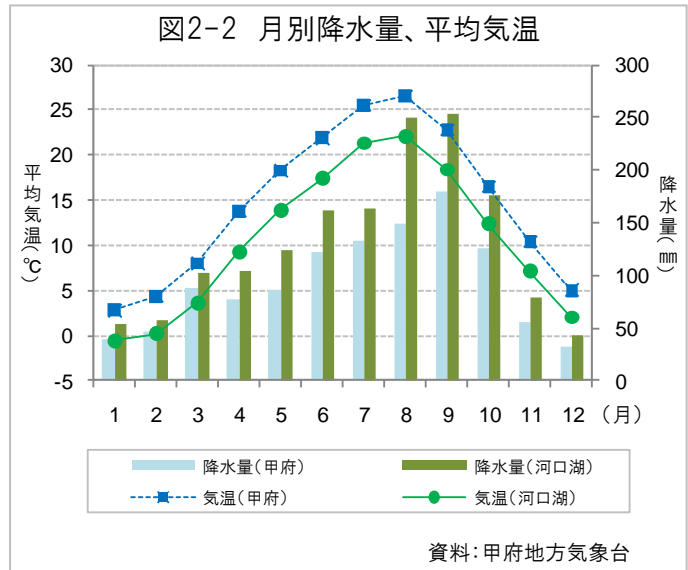


資料:山梨県全図衛星写真(山梨県環境科学研究所提供)

2 気候・気象

周囲を急峻な山々に囲まれた本県は、降水量の平年値が1,135.2mm(甲府地方気象台。統計期間1981～2010年。以下同様。)と少なく、夏と冬の温度差が激しく昼夜の気温差も11℃と大きい盆地特有の内陸的気候となっています。

山梨県甲府市の気温の平年値は14.7℃で、県南部や東部では比較的暖かく、北部や西部の山岳地は寒冷です。また、降水量は南部や西部山岳地で多く、北部山岳地で少なくなっています。



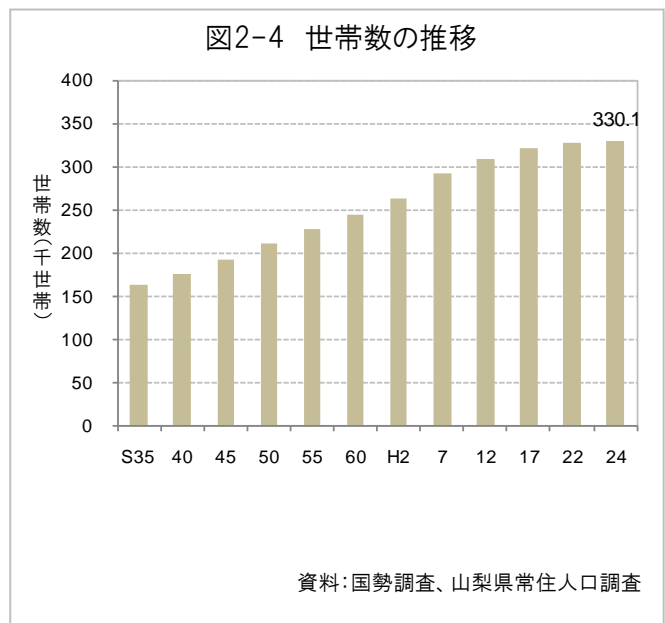
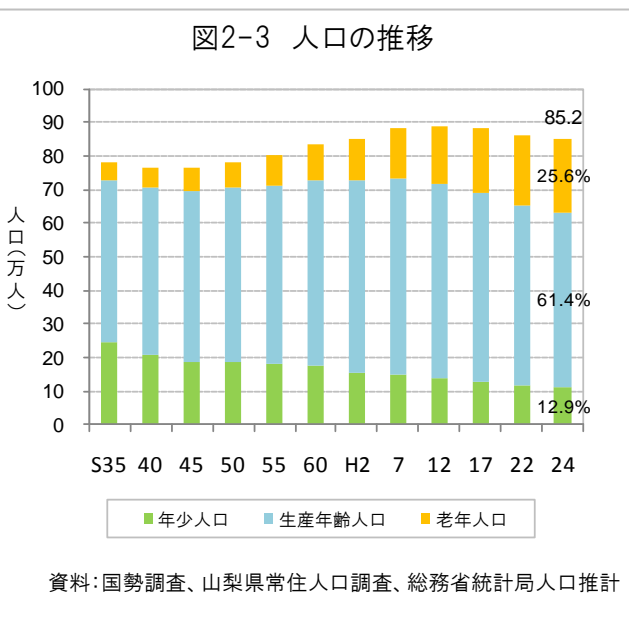
3 人口・世帯数

本県の人口は、平成24(2012)年10月1日現在851,681人となっています。

年齢3区分別人口では、昭和20年代以降、15歳未満人口が減少、65歳以上人口が増加しており、年少人口(0～14歳)が12.9%、

生産年齢人口(15～64歳)が61.4%、老年人口(65歳以上)が25.6%(うち75歳以上が13.5%)(平成24(2012)年10月1日現在)となっています。

また、世帯数は、平成24(2012)年10月1日現在、330,120世帯となっています。

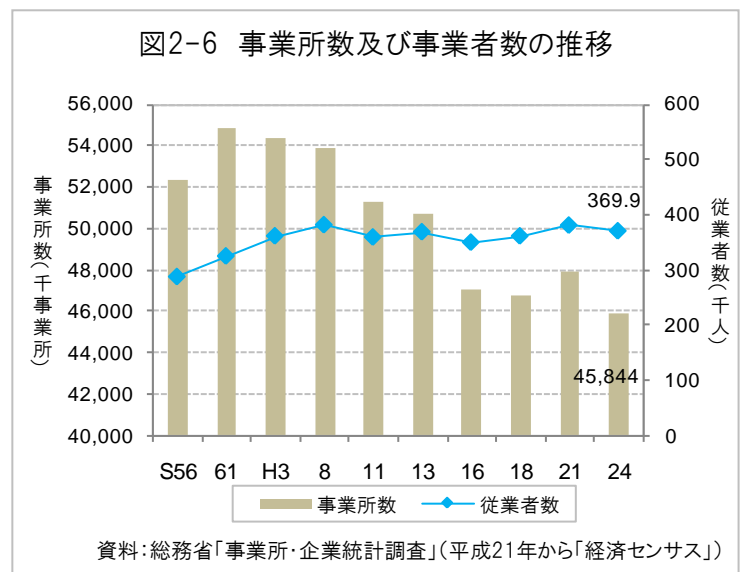
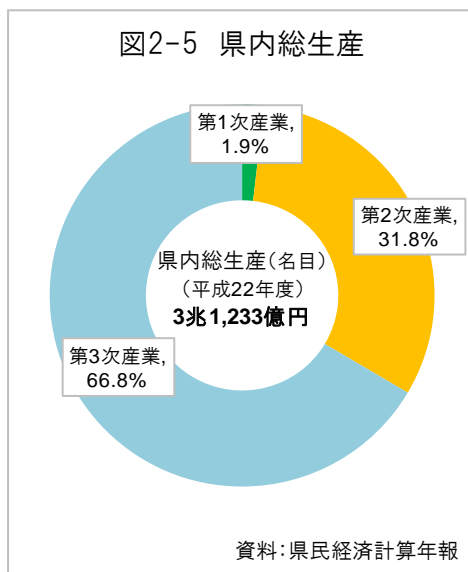


※集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

4 産 業

平成22(2010)年度の県内総生産は、名目で3兆1,233億円であり、前年度に比べて6.7%の増加となりました。その内訳を産業別で見ると、第1次産業が1.9%、第2次産業が31.8%、第3次産業が66.8%であり、昭和57(1982)年の中央自動車道の開通を契機としてハイテク産業の立地が進むなど、第2次産業の占める割合が全国平均に比べて高くなっています。

県内の事業所数は昭和61(1986)年まで増加傾向にあり約5万4千事業所にまで達しましたが、その後減少に転じ、平成24(2012)年の事業所数は45,844事業所です。一方、従業者数は平成8(1996)年まで増加傾向にあり約38万人まで達しましたが、その後やや減少し、平成24(2012)年度の従業者数は369,904人となっています。



※集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

5 県 民 性

本県の厳しい自然特性は、勤勉性や忍耐強さ、創造性や進取の気性など活力に満ち知恵を育む県民性を培ってきました。その結果、気候風土を生かした果樹栽培や全国に誇る地場産業の発祥と発展を生み出し、著名な財界人や文学者を輩出してきました。

本県特有の風土が長い年月をかけ、育んだ県民性は、持続可能な社会の形成に向けて大きな力となるものです。

第3節 本県の環境の現状

1 生活環境

1-1 大気

本県では、大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局、合計12局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

平成24(2012)年度の結果では、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO₂)、微小粒子状物質(PM_{2.5})について、環境基準を達成しましたが、光化学オキシダント(Ox)については、非達成でした。

また、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の長期的評価による測定結果の経年変化は、低減傾向又は横ばいであり、光化学オキシダント濃度の昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、横ばいとなっています。なお、微小粒子状物質については、測定開始が平成22(2010)年度からのため、現在、経年変化の経過を観察していません。

表2-1 大気汚染に係る環境基準達成状況の推移

(環境基準達成局数/有効測定局数)

	H20	H21	H22	H23	H24
二酸化硫黄(SO ₂)(長期的評価)	2/2	3/3	3/3	3/3	3/3
一酸化炭素(CO)(長期的評価)	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
浮遊粒子状物質(SPM)(長期的評価)	11/11	12/12	12/12	12/12	12/12
二酸化窒素(NO ₂)(長期的評価)	11/11	11/11	11/11	10/10	11/11
光化学オキシダント(Ox)(短期的評価)	0/10	0/10	0/10	0/10	0/10
微小粒子状物質(PM _{2.5})(長期的評価)	-	-	1/1	1/2	5/5

資料：大気水質保全課

評価方法

短期的評価： 測定を行った日の1時間値の1日平均もしくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

長期的評価：

SO₂,CO,SPM 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準として評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成とする。

NO₂ 1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

PM_{2.5} (長期基準に関する評価) 測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。
(短期基準に関する評価) 測定結果の1日平均値のうち、年間98パーセントタイル値を代表値として選択し、これを短期基準(1日平均値)と比較する。

環境基準の達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

1-2 水 質

本県では毎年、「水質汚濁防止法」に基づき測定計画を定め、河川・湖沼の公共用水域と地下水の水質測定を実施し、その結果を環境基準などにより評価しています。

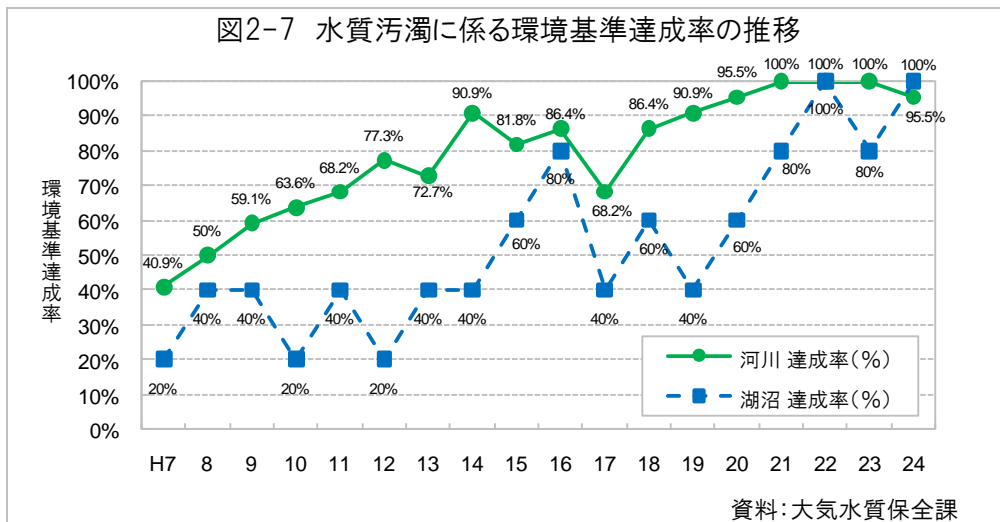
平成24(2012)年度における公共用水域の水質測定の結果、調査地点53地点において、河川の評価指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)の環境基準達成率は95.5%、湖沼の評価指標であるCOD(化学的酸素要求量)の環境基準達成率は100%という結果でした。

さらに、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛については、全ての地点において環境基準を達成しました。

また、河川のうち3地点で、人の健康の保護に関する環境基準を超えるヒ素が検出されましたが、これまでの調査結果から原因は地質由来によるものと考えられます。

一方、地下水については、平成24(2012)年度、県内44地点において、環境基準が定められている27項目について水質の概況調査を行った結果、1地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していました。

要監視項目については、1地点でマンガンが指針値を超過しました。



1-3 騒音・振動・悪臭

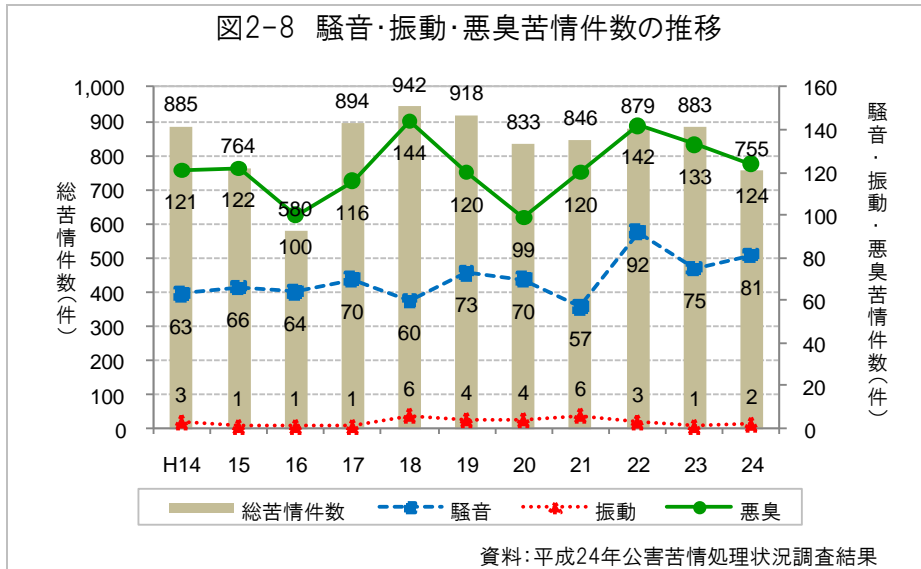
騒音についての苦情件数は、横ばい傾向で推移していましたが、近年はやや増加しており、平成24(2012)年度は81件でした。

また、道路に面する地域における騒音に係る環境基準の達成状況を見ると、平成24(2012)年度、面的評価対象区域のうち昼夜とも環境基準以下であったのは、93.3%とな

っています。

振動に関する苦情件数は毎年数件程度で推移し、また、悪臭の苦情件数は長期的には横ばい傾向となっています。平成24(2012)年度における苦情件数は、振動が2件、悪臭が124件でした。

図2-8 騒音・振動・悪臭苦情件数の推移



1-4 地盤沈下

地盤沈下については、県内38地点(基準点含む)で一級水準測量を行っており、長期的には全調査地点で地盤沈下が見られ、沈下量は甲府盆地中央部より南部の方が大き

い傾向が見られます。しかし、現在のところ、国が地盤沈下地域として公表している基準である年間20mmを超えて被害を生じるような沈下は見られない状況です。

1-5 土 壌 汚 染

有害物質を使用等していた施設の廃止時や一定規模以上の土地の形質変更時において知事から調査命令を受けた場合等に土壌汚染状況調査を実施することが土地の所有者等に義務付けられています。

構造や有害物質の適正管理等について指導を行っています。

平成24(2012)年度末で、土壌汚染対策法の要措置区域に指定されている区域は4件、形質変更時要届出区域に指定されている区域は7件となっています。

1-6 化 学 物 質

環境中のダイオキシン類濃度の平成24(2012)年度の測定結果では、大気、水質、土壌の全ての測定地点において環境基準を達成しています。

められており、平成24(2012)年度の測定結果において、全ての物質が全ての地点で環境基準を達成しています。

大気中の有害な化学物質については、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質に関して環境基準が定

また、平成14(2002)年度から「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく対象化学物質の排出・移動量の届出が始まりました。

平成23(2011)年度PRTRデータの実績では県内345事業所から届出があり、届出排出量・移動量は2,169トン(全国の0.5%)でした。環境への届出排出量は1,532トン(全国の0.9%)で、このうち大気への排出量が98.4%を占めています。事業所からの届出移動量は638トン(全国の0.3%)で、このうち廃棄物として移動した量が99.8%を占めています。排出量・移動量の多い物質はトルエン、ジクロロメタン、塩化メチレン、クロム及び三価クロム化合物となっています。

内分泌攪乱^{かく}化学物質、いわゆる環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、正常なホルモン作用への影響が懸念されることから、本県では、平成10(1998)年度から平成12(2000)年度にわたり、65物質(92種類)について、大気8地点、県内主要河川11地点、湖沼5地点、地下水4地点、土壌6地点で実態調査を実施しました。平成13(2001)年度は、それまでの調査結果を基に経年的な汚染状況の

推移を把握するため、継続モニタリング調査を実施し、平成14(2002)年度及び平成15(2003)年度は、調査地点を県内主要河川(水質・底質)13地点とし、過去の調査で高頻度に検出された物質10物質17種類について調査を実施しました。平成15(2003)年度の調査結果では、ノニルフェノール、ビスフェノールA、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジ-n-ブチルなど4物質が検出されましたが、検出率及び検出値とも、概ね過去の国及び県における調査結果の範囲内でした。平成16(2004)年度からは調査媒体を水質に絞り、調査対象物質を魚類に対する予測無影響濃度が示された3物質(ノニルフェノール、ビスフェノールA、4-t-オクチルフェノール)として平成23(2011)年度まで調査を実施してきました。平成16(2004)年度から平成23(2011)年度の調査では、調査した23地点すべてにおいてこれら3物質は魚類に対する予測無影響濃度を下回っていました。

表2-2 ダイオキシン類の測定結果

		H20	H21	H22	H23	H24	環境基準
大気	気	0.010 ~0.019	0.012 ~0.044	0.012 ~0.10	0.011 ~0.020	0.0089 ~0.019	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
	公共用水域	水質	0.014 ~0.84	0.057 ~0.57	0.061 ~0.50	0.041 ~0.71	0.042 ~0.96
底質		0.20 ~7.5	0.20 ~4.7	0.22 ~4.2	0.16 ~12	0.13 ~5.0	150pg-TEQ/g以下
地下水質		0.013 ~0.21	0.056 ~0.69	0.061 ~0.088	0.041 ~0.042	0.041	1pg-TEQ/l以下
土壌		0.0037 ~5.3	0.0041 ~5.7	0.096 ~35	0.015 ~0.87	0.0027 ~0.99	1,000pg-TEQ/g以下

資料:大気水質保全課

表2-3 有害大気汚染物質の環境基準達成状況の推移

(環境基準達成局数/有効測定局数)

	H20	H21	H22	H23	H24
ベンゼン	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
トリクロロエチレン	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
テトラクロロエチレン	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5
ジクロロメタン	5/5	5/5	5/5	5/5	5/5

資料:大気水質保全課

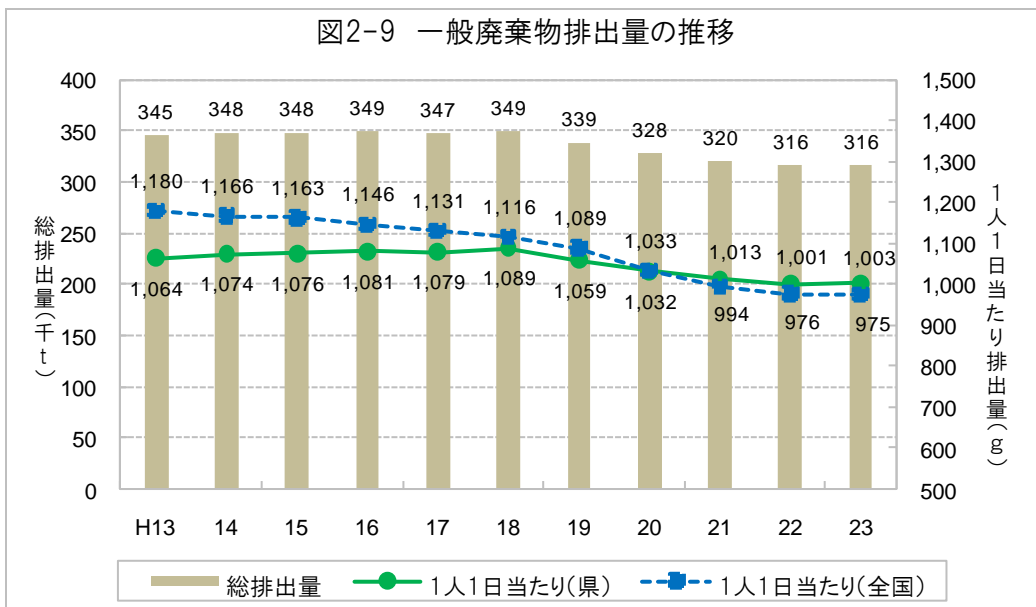
1-7 廃棄物

平成23(2011)年度における一般廃棄物の総排出量は316千トンで、家庭系ごみが71.6%、事業系ごみが28.4%となっています。1人1日当たり排出量で見ると、平成18(2006)年度の1,089gから1,003gに減少しており、平成19(2007)年度以降は減少傾向にあります。

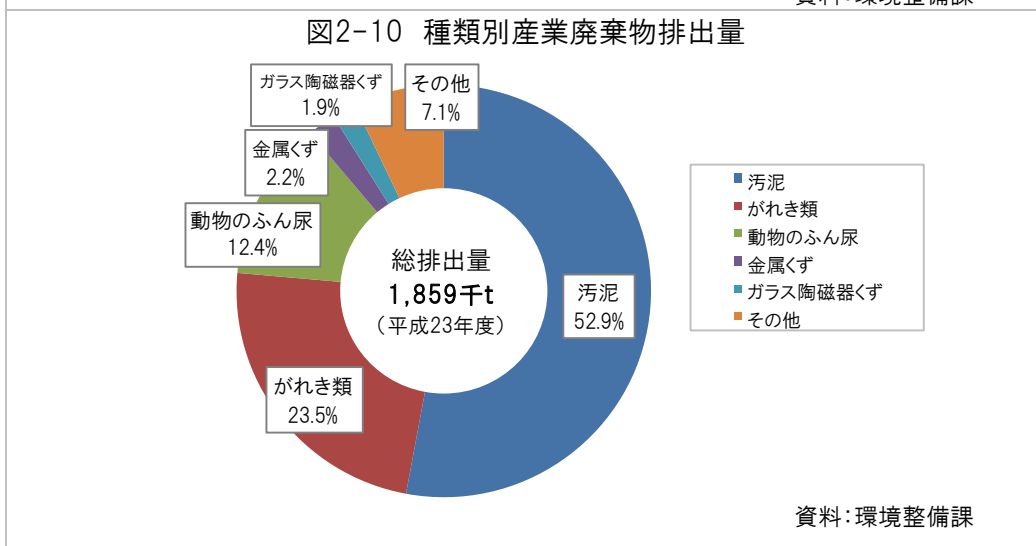
収集されたごみは中間処理が行われ、焼却などによる減量化が73.2%、再資源化が17.5%、埋め立てなどの最終処分が9.3%と

なっています。

平成23(2011)年度における産業廃棄物の総排出量は1,859千トンで、種類別では汚泥が最も多く52.9%、次いでがれき類が23.5%を占めています。発生した産業廃棄物は、自己中間処理及び委託中間処理が行われ、減量化量743千トン(39.9%)、再生利用量899千トン(48.3%)、最終処分量214千トン(11.5%)となっています。



資料:環境整備課



資料:環境整備課

※集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

1-8 緑・景 観

身近な緑や水辺は、県民の快適な生活環境を形成する上で欠かせないものです。本県では、山梨県環境緑化条例に基づく緑化計画を策定し、近年の緑を取り巻く環境の変化や課題を踏まえ、新たな時代に対応した緑の創造、保全等に取り組んでいます。

県内の都市公園は、平成23(2011)年度末現在で197箇所、761.66haが整備されています。一方、県内の市街地における緑被分布の状況は、平成24(2012)年度末現在で、甲府29.3%、峡東28.3%、韮崎60.4%などとなっています。

優れた自然が創り出す自然景観や、数多くの歴史的資源が織り成す街並みなど、本県には個性豊かで県民の愛着を育む景観が残っています。これらの景観を後世に継承し、魅力ある景観を創造するため、平成2(1990)年10月に「山梨県景観条例」を制定し、大規

模事業などにおける景観形成について指導を行っています。さらに、平成16(2004)年の景観法制定などを受け、県全体の景観形成の方針と施策を広域的な景観づくりという視点から示した美しい県土づくりガイドラインを策定し、公共事業の景観形成の推進や市町村の景観計画策定に対する指導・支援、景観形成事業への助成などを実施しています。

また、美観風致の維持などを図るため、違反簡易広告物の取締りを実施し、その結果、平成24(2012)年度の違反簡易広告物は258件と平成19(2007)年度の約1/10に減少しました。しかし、違反広告物は依然として多く、美観風致を乱している状況も見受けられるため、平成24(2012)年に屋外広告物条例を改正し、違反広告物の是正指導を強化するとともに、その適正化に向けた規制や普及啓発などに取り組んでいます。

図2-11 都市公園面積及び箇所数の推移

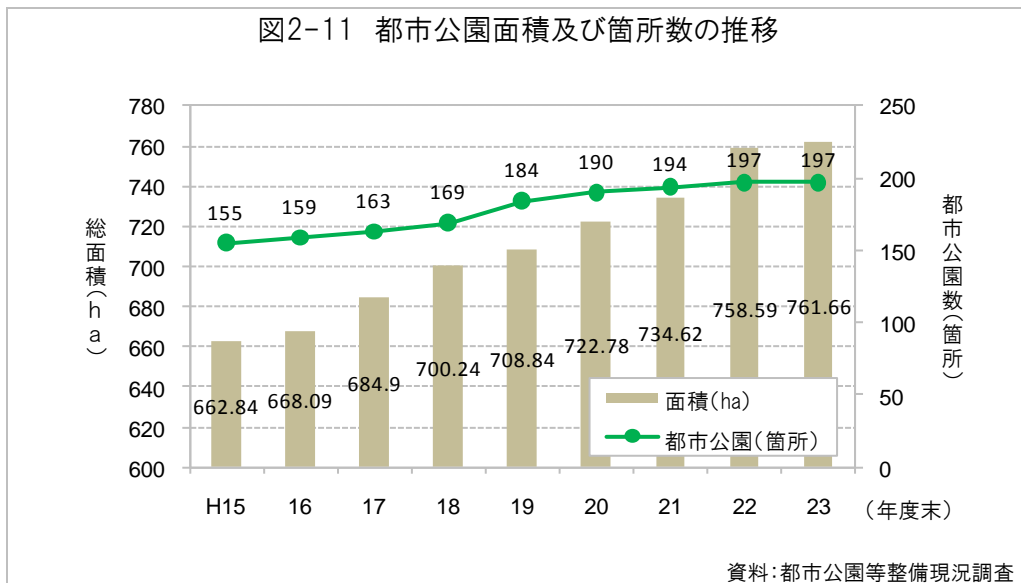


表2-4 市街地内の緑被率(平成24年度)

区分		単位:%				
地区名		樹木緑被率 (A)	草地緑被率 (B)	農地緑被率 (C)	緑被率計 (A+B+C)	非緑被地率
甲府市街化区域		10.0	5.4	13.9	29.3	70.7
用途地域	峡東	14.6	4.3	9.4	28.3	71.7
	韭崎	13.4	14.6	32.4	60.4	39.6
	南アルプス	8.4	3.1	17.8	29.3	70.7
	笛吹川	23.8	4.8	6.1	34.7	65.3
	市川三郷	15.0	9.2	23.4	47.7	52.3
	富士川	8.3	9.9	21.0	39.2	60.8
	上野原	12.3	10.2	17.0	39.5	60.5
	大月	15.9	7.0	17.7	40.6	59.4
	都留	21.3	3.1	4.4	28.8	71.2
	富士北麓	8.3	7.6	18.8	34.7	65.3
	身延	5.3	8.9	12.5	26.8	73.2

(甲府都市計画区域の市街化区域及び各都市計画区域の用途地域における緑被率)

資料:山梨県緑の現況調査(各地域の緑被現況)

2 自然環境

2-1 動物

本県の低地林から高山帯までに及ぶ幅広い地勢は変化に富み、また、寒地系種と暖地系種分布域の接点であるという特性から、四季を通じて様々な野生動物が生息していると言われており、現在までにほ乳類48種、鳥類236種、は虫類15種、両生類14種などが確認されています。

ほ乳類については、特別天然記念物のカモシカが保護の成果により生息分布域が各地の高山帯及び亜高山帯に広がり、また、全国的に減少傾向にあるといわれているツキノワグマは、本県では、平成23(2011)年及び24(2012)年度に行った調査により約700頭が生息していると推計されています。

鳥類については、南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカが生息しており、富士五湖をはじめ釜無川、笛吹川などでは冬季にカモ類の飛来が多く見られます。

魚類は、生息環境の変化により、現在では、かつて身近に存在していた種が見られなくなったり、本来我が国には生息していなかった外来種の存在が確認されています。

昆虫については、我が国では10万種以上、本県では5万種が生息しているものと考えられています。

2-2 植物

本県は、県南部富士川の標高80mから富士山頂の3,776mまでと標高差が大きく、暖帯

から温帯、亜寒帯、寒帯と幅広い自然植生分布が存在する山々が多く見られます。

自然植生については、県南部の富士川沿いから甲府盆地、さらに低山地にかけた標高300m以下の地域では、タブノキ、シロダモ、シラカシなどの常緑広葉樹林で占められており、甲府盆地をとりまく標高1,200m以下の温帯下部は、アカマツ、クリ、コナラ、標高1,800m程度までの温帯上部では、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育しています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳など標高1,800mから2,500m程度までは、亜寒帯(亜高山帯)に属し、シラベ、コメツガなどの針葉樹林が広がり、ダケカンバが混生しています。標高2,500m以上の寒帯(高山帯)においては、富士山ではカラマツが、南アルプス、八ヶ

岳、奥秩父山塊ではハイマツが生育しています。

本県の山岳地域には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づき「国内希少野生動植物種」に指定されているキタダケソウやアツモリソウをはじめ、多種多様な高山植物が生育し、その多くは氷河期から生息する貴重なものであることから、平成19(2007)年に「希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定し、指定希少野生動植物種の採取行為及び譲渡の禁止などを定め、生育地パトロールの実施など高山植物の保護に努めています。

2-3 自然公園等

優れた自然の風景地を保護し適正な利用の増進を図ることを目的に、本県では、3つの国立公園、1つの国定公園、2つの県立自然公園が指定されており、総面積は121,153ha、県土面積の27.1%を占めています。これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用されており、平成24(2012)年には4,179万人が訪れています。

自然公園では、規制計画及び施設計画が定められ、自然環境の適切な保護と自然への影響が少なく安全な利用の促進を図っています。自然公園内は規制計画に基づき、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3

種特別地域)と普通地域に区分され、自然公園を保護するため各種の行為が規制されています。また、施設計画に基づき、遊歩道や利用施設などの整備を行うとともに美化活動などが行われています。

本県では、ふるさとの豊かな自然環境を保全するため、「山梨県自然環境保全条例」に基づき、将来にわたって保全する必要のある地域や動植物について、自然環境保全地区・自然記念物に指定しており、平成24(2012)年度末現在、31地区3,650haの自然環境保全地区、38箇所自然記念物が指定されています。

表2-5 自然公園一覧

		単位: ha
国立公園	富士箱根伊豆	36,742
	秩父多摩甲斐	46,834
	南アルプス	18,286
	計	101,862
国定公園	八ヶ岳中信高原	4,088
	計	4,088
県立自然公園	四尾連湖	362
	南アルプス巨摩	14,841
	計	15,203
自然公園合計		121,153

資料: やまなしの環境

表2-6 自然公園利用者数の推移

		単位: 千人							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
国立公園	富士箱根伊豆	19,935	20,477	21,704	22,099	22,758	24,487	21,058	25,417
	秩父多摩甲斐	8,830	9,016	10,293	9,363	8,640	8,043	7,600	7,881
	南アルプス	520	475	433	446	496	558	355	664
	計	29,285	29,968	32,430	31,908	31,894	33,088	29,013	33,962
国定公園	八ヶ岳中信高原	6,980	7,380	7,836	7,325	7,241	6,697	6,375	7,242
	計	6,980	7,380	7,836	7,325	7,241	6,697	6,375	7,242
県立自然公園	四尾連湖	72	68	71	75	73	73	62	74
	南アルプス巨摩	522	496	608	770	737	706	508	512
	計	594	564	679	845	810	779	570	586
自然公園合計		36,859	37,912	40,945	40,078	39,945	40,564	35,958	41,790

資料: やまなしの環境

2-4 富士山

日本の象徴である美しい富士山の姿と、富士山が育む豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことを目的に、平成10(1998)年2月、「富士山総合環境保全対策基本方針」を策定し、さらに、同年11月には、山梨・静岡両県で「富士山憲章」を制定し、両県の連携のもと、富士山の総合的な保全への取組を進めてきました。

平成23(2011)年12月には2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、さらなる取組を進めています。

また、富士山は、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、平成25(2013)年6月、世界文化遺産に登録されました。

2-5 森林

本県の森林面積は348千haで、県土面積の78%を占め、全国でも有数の森林県です。

また、人工林が153千haを占め、人工林比率は44%となっており、豊かな木材資源が造

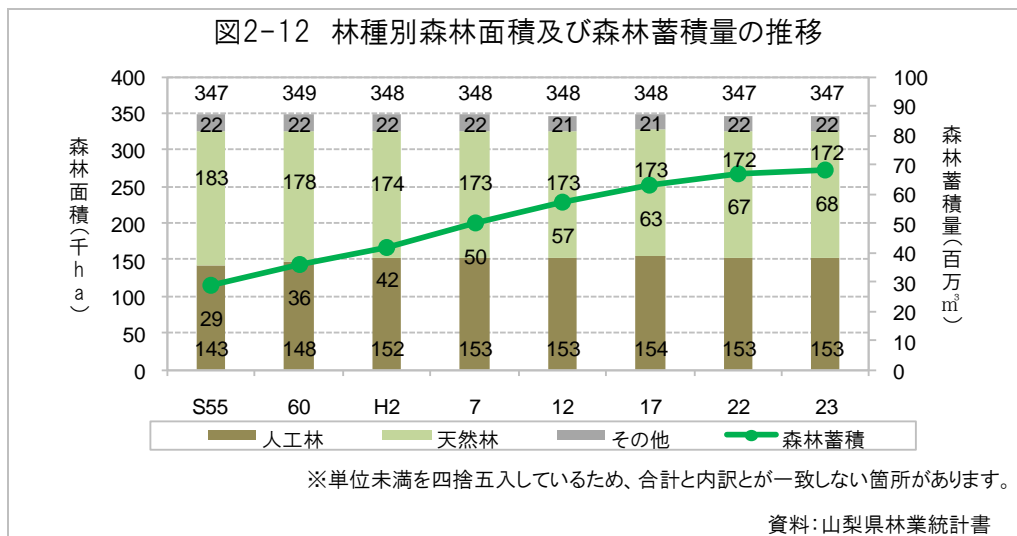
成されています。

森林は、木材資源として林業の基盤となる他、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生態系の保全、地球温暖化の防止、自然とのふれあいなど、多面的機能を有しています。

また、本県の森林面積の46%を占める県有林について、世界各国の環境団体や社会経済団体などで構成された森林管理協議会(FSC)により、環境に配慮した適正な森林管

理の基準を満たすことが認められ、平成15(2003)年4月、全国の公有林で初めて森林管理認証を取得しました。

平成24(2012)年3月には、「やまなし森林・林業再生ビジョン」を策定し、その中で「森林づくり」、「産業づくり」、「人づくり」を3本の柱とし、それぞれの目指すべき姿の実現に向けた基本目標及び基本方針を定め、森林や林業・木材産業の再生を図っています。



2-6 水 環 境

水は、私たちの日常生活や事業活動に不可欠なものであり、美しい景観や心のやすらぎの場としても重要な役割を果たしています。また、水は、限りのある貴重な資源であり、空、陸、海との間を循環することによって、河川、地下水の水量が保持され、水質が浄化され、水環境や生態系が守られています。

本県は、富士川(釜無川を含む)、多摩川、相模川(桂川を含む)などの河川により上下流域に多くの恵みをもたらす水源県であり、水源地域における森林の整備、生態系や景観に配慮した水辺の整備など、地域や流域レベ

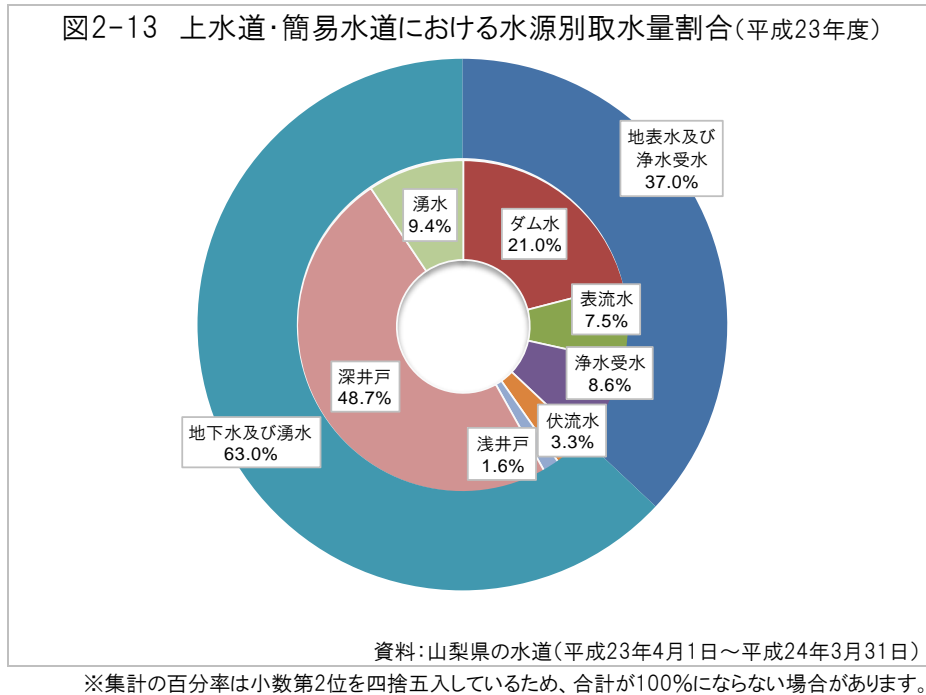
ルでの水源を保全する動きが活発化し、県境を越えて広がっています。

一方で、都市化の進展や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化などを背景とし、森林の荒廃、水源涵養機能^{かん}の低下、生態系への悪影響など、健全な水循環の確保に支障となる問題が表面化してきています。平成23(2011)年度から2箇年にわたって実施した水資源実態等調査では、本県の降水量、地下水賦存量が長期的に減少傾向にあることも明らかとなりました。

これらの課題に適切に対応するため、平成

24(2012)年12月に「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、地下水の適正な採取や水源地域における適正な土地利用を確保するための仕組みを導入するとともに、平成25(2013)年6月には、健全

な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るための指針として、新たに「やまなし水政策ビジョン」を策定し、持続可能な水循環社会を目指して様々な分野における水政策を展開しています。



3 地球環境

3-1 地球温暖化

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいいます。

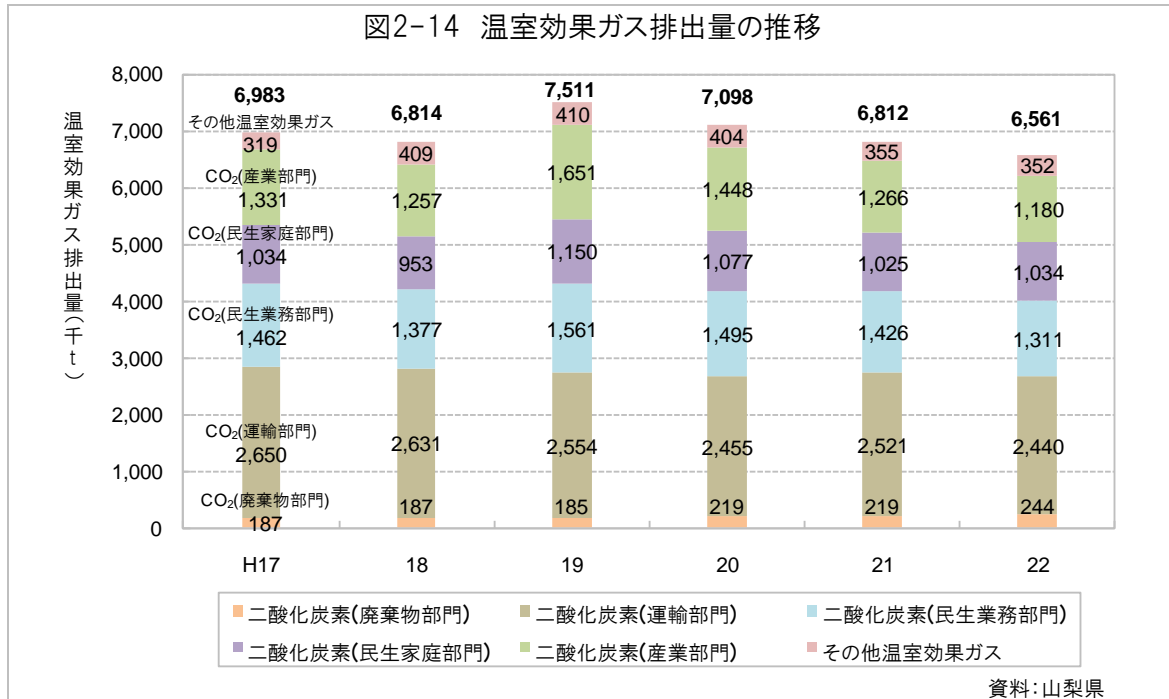
本県では、平成20(2008)年に制定した山梨県地球温暖化対策条例に基づき、平成21(2009)年に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

本県の平成22(2010)年度における温室

効果ガス排出量は、6,561千t-CO₂で、計画の基準年(平成17(2005)年)に比べ、6.0%減少しています。

温室効果ガス総排出量の95%を占める二酸化炭素排出量について、部門別の状況を見ると、基準年に比べ、産業部門は11.3%、民生業務部門は10.3%、運輸部門は7.9%、いずれも減少しているのに対し、民生家庭部門は横ばい、廃棄物部門は増加しています。

図2-14 温室効果ガス排出量の推移



3-2 オゾン層

地球を取り巻く成層圏に分布するオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生態系を守る役割を担っています。このオゾン層が、特定フロン等の化学物質により破壊され、その結果として、地上に到達する有害な紫外線量が増加し、人の健康や生態系への悪影響が生じるおそれがあります。

オゾン層の保護対策としては「ウィーン条約」など国際的な取組により、特定フロン等のオゾン層破壊物質の生産削減が進められてきています。我が国では、平成7(1995)年度末をもって特定フロン等の生産は全廃していますが、すでに生産された特定フロン等を利用している冷蔵庫やカーエアコンなどの廃棄時に

は、特定フロン等が漏出しないよう回収・破壊する必要があります。

国内では「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン類法)」(平成13(2001)年制定、平成25(2013)年改正)、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」(平成10(1998)年)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」(平成14(2002)年)が整備され、使用済みのカーエアコンや冷蔵庫を回収し、特定フロン等を回収・破壊する仕組みが整ってきました。

本県では、平成24(2012)年度、冷凍空調機器から18,469kg(18,177台)の特定フロン等を回収しました。

3-3 エネルギー

山梨県では、「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」を策定し、概ね2050年ごろまで

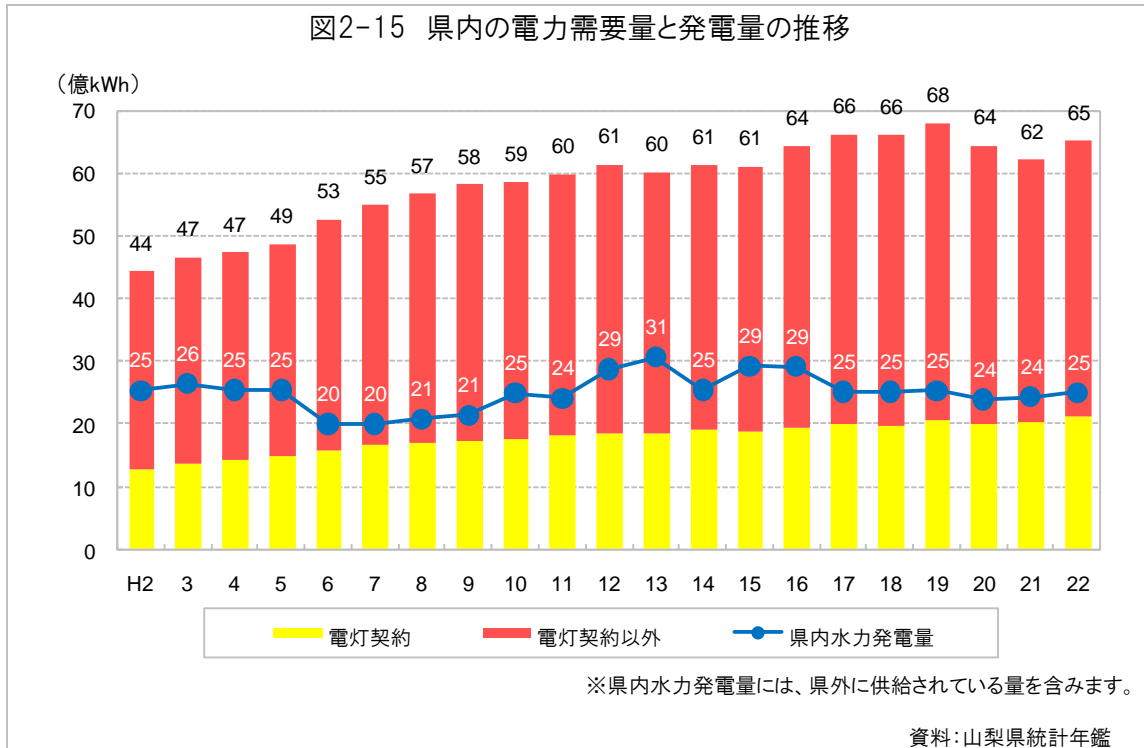
に、クリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪に、県内の消費電力全て

をクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指しています。

県内の平成22(2010)年度の電力需要量は65億600万kWhで、内訳は、家庭や小規模店舗の契約である電灯契約分が32.7%、工場等の契約分が67.3%です。

一方、発電量は、ほとんどが水力発電によるものであり、平成22(2010)年度は25億kWhとなっています。今後は、太陽光発電の本格的な普及を進め、発電量の増加を図ります。

図2-15 県内の電力需要量と発電量の推移



第4節 これまでの成果・今後の課題

1 山梨県環境基本計画の進捗状況(平成24(2012)年度末までの状況)

山梨県環境基本計画(平成17(2005)年2月策定)においては、計56項目の環境指標を設け、達成状況の点検・評価を行っています。計画の最終年度は、平成25(2013)年度であり、計画の最終評価は翌年度に数値が揃った段階で行いますが、平成24(2012)年度末時点での計画の進捗状況は次のとおりです。

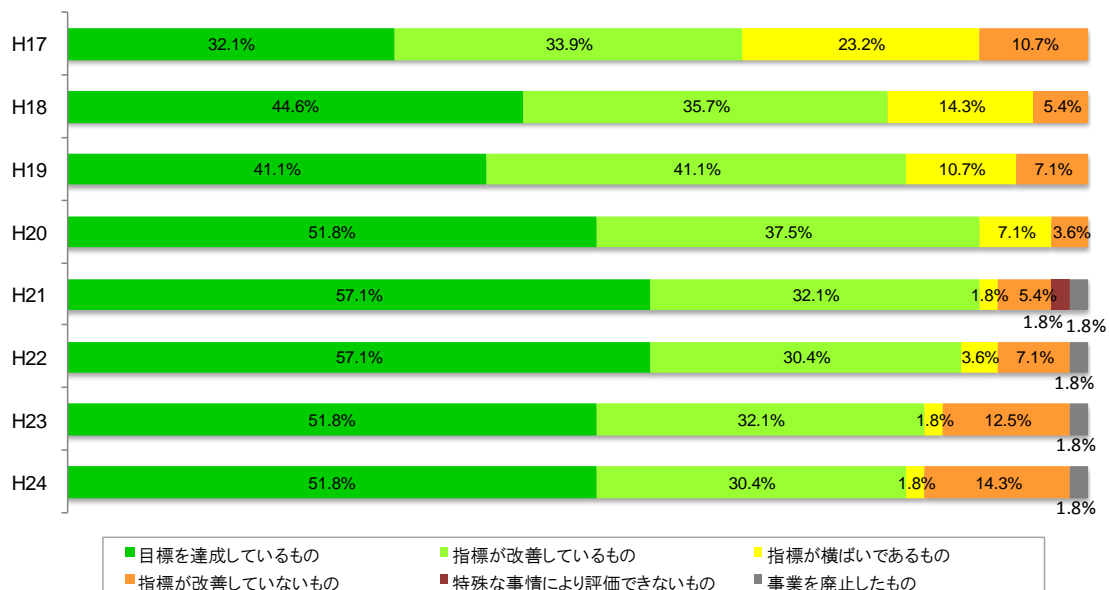
計56項目の環境指標の内、29項目(51.8%)が「目標を達成」、17項目(30.4%)が「指標が改善している」であり、計46項目(82.1%)の指標が「達成」又は「改善している」

となっています。一方、指標が「横ばい」又は「改善していない」ものが計9項目(16.1%)あります。

分野別に達成状況を見ると、「達成」と「改善している」が80%以上を占める分野が大半ですが、一方で「1 循環型社会システムの確立」、「7 情報の提供」、「8 調査・研究の実施」及び「重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進」では、「達成」と「改善している」を合わせた割合が50%となっています。

図2-16 山梨県環境基本計画 環境指標の状況(概要)(平成17~24年度)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
● 目標を達成しているもの	18	25	23	29	32	32	29	29
↑ 指標が改善しているもの	19	20	23	21	18	17	18	17
→ 指標が横ばいであるもの	13	8	6	4	1	2	1	1
↓ 指標が改善していないもの	6	3	4	2	3	4	7	8
● 特殊な事情により評価できないもの	0	0	0	0	1	0	0	0
- 事業を廃止したもの	0	0	0	0	1	1	1	1



※集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

表2-7 山梨県環境基本計画 環境指標の状況(指標項目毎)(平成17~24年度)

No.	指標の項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	一般廃棄物総排出量	→	→	→	↑	↑	↑	↑	↑
2	県民1人1日当たりごみ排出量(資源回収されるものを除く。)	→	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
3	一般廃棄物リサイクル率	→	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓
4	産業廃棄物総排出量	●	●	●	●	●	●	●	↓
5	産業廃棄物再生利用量	●	●	●	●	●	●	●	↑
6	産業廃棄物最終処分量	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓
7	自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	●	●	●	●	●	●	●	●
8	鳥獣保護区等指定面積	●	●	●	●	●	●	●	●
9	自然監視員委嘱数	↓	↓	↑	→	↓	↓	↓	↓
10	山岳レインジャーの延べ人数	●	●	●	●	●	●	●	●
11	緑サポーター登録者数	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
12	自然公園等利用者数	↑	●	●	●	●	●	●	↑
13	「森林文化の森」パートナー数	↑	↑	↑	↑	↑	●	●	●
14	富士山小屋トイレ整備率	↑	●	●	●	●	●	●	●
15	河川水辺環境整備箇所数	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
16	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(二酸化硫黄)	●	●	●	●	●	●	●	●
17	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(一酸化炭素)	●	●	●	●	●	●	●	●
18	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(浮遊粒子状物質)	→	●	●	●	●	●	●	●
19	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(二酸化窒素)	●	●	●	●	●	●	●	●
20	大気汚染に係る環境基準達成測定局数(光化学オキシダント)	→	→	→	→	→	→	→	→
21	低公害車導入台数(軽自動車を除く。)	●	●	●	●	●	●	●	●
22	エコドライブ宣言車両率	↑	↑	↑	●	●	●	●	●
23	水質汚濁に係る環境基準達成地点数(河川)	↓	↑	↑	↑	●	●	●	↑
24	水質汚濁に係る環境基準達成地点数(湖沼)	↓	→	↓	→	↑	●	↑	●
25	生活排水クリーン処理率	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
26	ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	●	●	●	●	●	●	●	●
27	自動車騒音に係る環境基準達成率(昼夜間とも基準値以下)	●	●	●	●	●	●	●	●
28	電線類地中化延長	↑	↑	↑	↑	↑	●	●	●
29	国県指定文化財数	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
30	市街地の人口1人当たりの身近な公園の整備面積	→	→	→	↑	↑	↑	↑	●
31	「緑の教室」受講者数	↑	↑	↑	●	●	↑	↑	●
32	温室効果ガス総排出量(※1)	↓	→	↑	↑	●	↓	↓	↑
33	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	↓	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
34	環境科学研究所における環境学習プログラム参加者数	●	●	●	●	●	●	●	●
35	やまなし森の教室参加人数	↑	↑	↑	●	●	↑	↑	↑
36	学校林活動実施校数	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
37	親子エコスクール参加者数(※2)	●	↓	→	↑	-	-	-	-
38	環境科学研究所による学習指導者派遣回数	↑	●	●	●	●	●	●	●
39	山梨環境科学カレッジ修了者数	●	●	●	●	●	●	↓	●
40	環境学習指導者派遣回数	↓	●	→	●	●	●	●	●
41	環境美化活動参加者数	●	●	●	●	●	●	●	●
42	土木施設環境ボランティア数	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
43	人口10万人当たりのNPO法人数	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
44	森林ボランティア団体数	→	↑	↑	●	●	●	●	●
45	環境科学研究所来館者数	→	→	→	●	●	↑	↓	↑
46	環境情報センター利用者数	→	→	↓	↓	↓	↓	↓	↓
47	環境科学研究所における図書等貸出数	→	→	↓	↓	↓	↓	↓	↓
48	やまなしの環境アクセス数	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
49	環境科学研究所研究テーマ数	→	●	●	→	●	→	●	↓
50	環境研フォーラム、国際シンポジウム参加者数	→	●	●	●	●	●	●	●
51	富士山周辺環境美化活動参加者数	●	●	●	●	●	●	●	●
52	富士山スバルラインのマイカー利用率	●	●	●	●	●	●	↓	●
53	新規林業就業者数	→	↓	↑	↑	↑	●	↓	↓
54	水源の森づくり面積(育成複層林面積)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
55	エコファーマー認定者数	●	●	●	●	●	●	●	●
56	甲斐のこだわり環境農産物認証件数	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑

<評価・分類方法> 年度毎に目標値に対する達成状況を次のとおり評価して分類

●達成 目標値<現状値、 ↑改善している 基準値<現状値<目標値、 →横ばい 基準値=現状値

↓改善していない 現状値<基準値、 ●特殊な事情により評価できない(※1)、 - 事業廃止(※2)

※1 H21の指標No.32(温室効果ガス総排出量)は、中越沖地震により柏崎原発が全面停止となり、電気に係るCO₂の排出源原単位が大幅に増加したため、「特殊な事情により評価できない」とした。

※2 指標No.37(親子エコスクール参加者数)は、事務事業の見直しにより「環境学習における指導者派遣事業」(H21~)で所期の目的が達成できるため事業を廃止した。

表2-8 山梨県環境基本計画 分野毎の環境指標の状況(「達成」「改善」の割合)(平成17~24年度)

分 野		H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24
環境の保全と創造のための施策の展開									
1	循環型社会システムの確立	50%	83%	67%	100%	100%	100%	100%	50%
2	豊かな自然環境の保全	89%	89%	100%	89%	89%	89%	89%	89%
3	さわやかな生活環境の保全と創造	69%	81%	81%	88%	94%	94%	94%	94%
4	地球環境保全対策の推進	50%	75%	100%	100%	75%	75%	100%	100%
5	環境教育・環境学習の推進	88%	88%	75%	100%	88%	88%	75%	88%
6	自発的な活動の促進	75%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
7	情報の提供	25%	25%	25%	50%	50%	50%	25%	50%
8	調査・研究の実施	0%	100%	100%	50%	100%	50%	100%	50%
重点的に取り組む施策									
重点 1	富士山の環境保全対策の推進	75%	75%	75%	75%	100%	100%	75%	100%
重点 2	森林、緑地の保全等の推進	43%	71%	86%	100%	100%	100%	86%	86%
重点 3	水環境の保全等の推進	60%	80%	80%	80%	100%	100%	100%	100%
重点 4	環境の保全に資する農業の促進	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
重点 5	廃棄物等の発生抑制の推進	50%	83%	67%	100%	100%	100%	100%	50%
重点 6	地球温暖化対策の推進	50%	75%	100%	100%	75%	75%	100%	100%

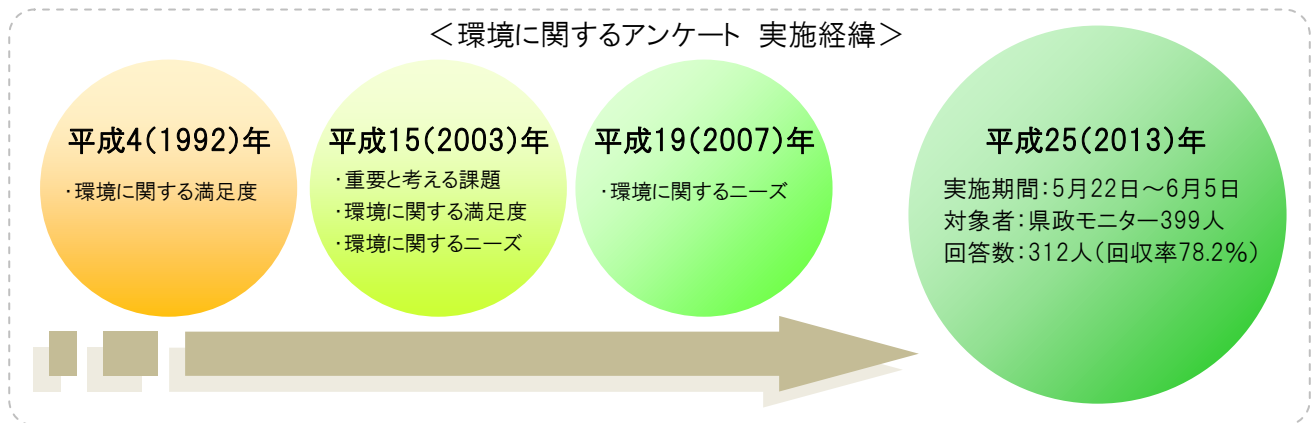
<表の説明>

前ページの表2-7の環境指標を分野毎に分類・集計し、「達成」「改善している」指標が占める割合を年度毎に表示

2 県民の環境に関する意識、ニーズの変化

本県では、環境に関する県民の意識を把握するため、平成25(2013)年5月に県政モニターを対象にアンケート調査を実施しました。

今回のアンケート結果を、過去実施した同様のアンケート結果と比較・分析した結果は次のとおりです。



2-1 重要と考える課題

アンケート調査では、最初に、環境、福祉、経済などの様々な課題項目の中から「重要と考える課題」を3つまで挙げてもらいました。

結果、県民が重要と考える課題としては、「少子・高齢化の進展」(53.3%)、次いで「福祉・介護の問題」(47.4%)といった事項が上位に挙げられました。

環境に関する課題は、「ごみ処理や河川の汚れなど日常の生活環境問題」(46.0%:1位→3位)、「地球の温暖化や砂漠化など地球規模での環境問題」(26.3%:4位→5位)と、依然上位ではあるものの、平成15(2003)年の調査から、それぞれ順位を下げました。

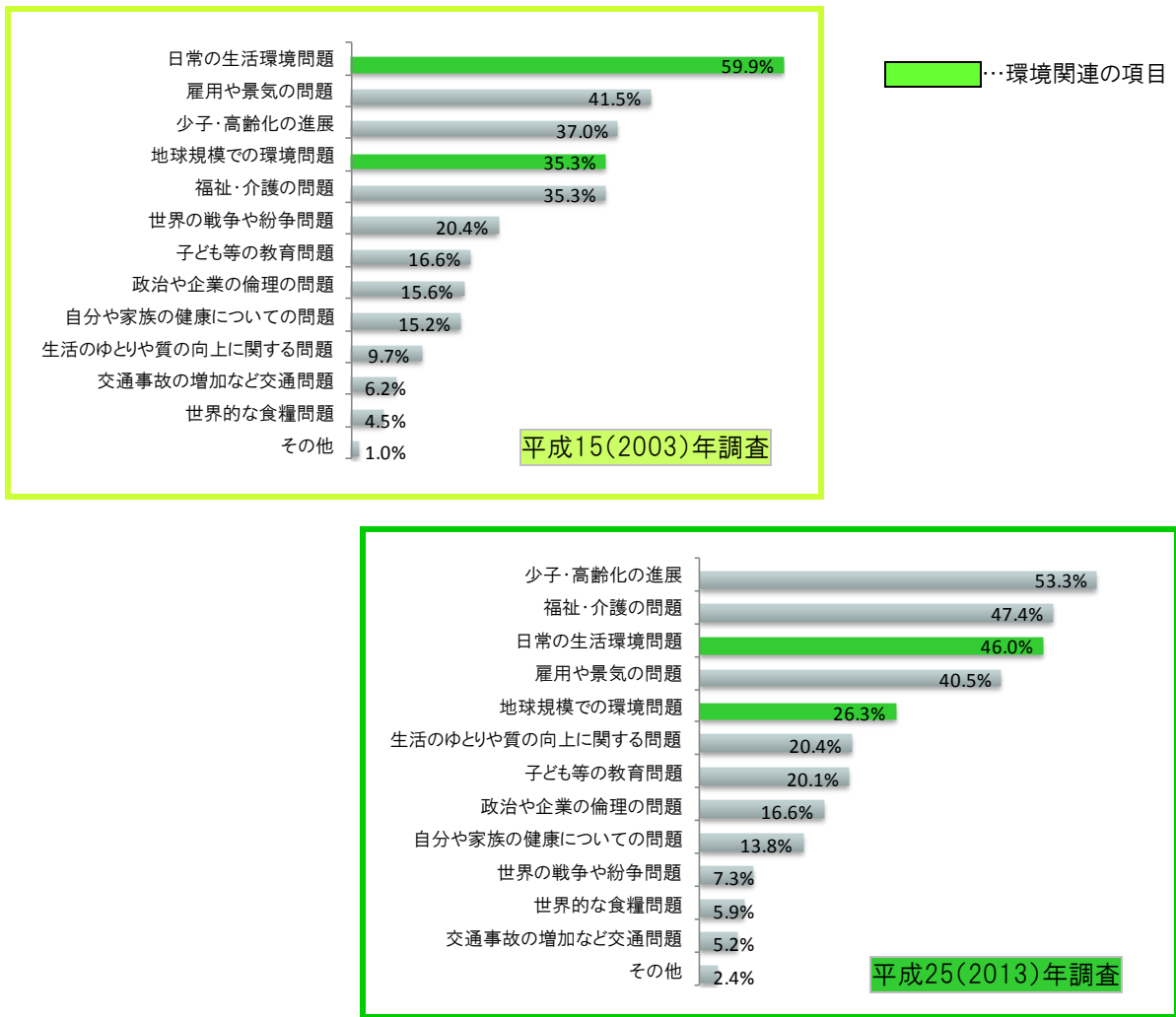
表2-9 重要と考える課題(平成15(2003)年、25(2013)年調査)

項目	H15		H25	
	順位	回答率	順位	回答率
少子・高齢化の進展	3	37.0%	1	53.3%
福祉・介護の問題	5	35.3%	2	47.4%
ごみ処理や河川の汚れなど日常の生活環境問題	1	59.9%	3	46.0%
雇用や景気の問題	2	41.5%	4	40.5%
地球の温暖化や砂漠化等地球規模での環境問題	4	35.3%	5	26.3%
生活のゆとりや質の向上に関する問題	10	9.7%	6	20.4%
子ども等の教育問題	7	16.6%	7	20.1%
政治や企業の倫理の問題	8	15.6%	8	16.6%
自分や家族の健康についての問題	9	15.2%	9	13.8%
世界の戦争や紛争問題	6	20.4%	10	7.3%
世界的な食糧問題	12	4.5%	11	5.9%
交通事故の増加など交通問題	11	6.2%	12	5.2%

■…環境関連の項目

※順位の網掛けは前回の調査より順位が上がっているもの。

図2-17 重要と考える課題(平成15(2003)年、25(2013)年調査)



2-2 環境に関する満足度

県内の自然環境(自然、水や水辺、土、動植物等とのふれあい等)、生活環境(空気、川や湖のきれいさ、周辺の静けさ、清潔さ等)、及び人文環境(町や田畑の景観、公園、歴史的環境、文化財等)に関する県民の満足度を調査しました。

平成4(1992)年、平成15(2003)年、平成25(2013)年の調査結果を比較すると、「満足」及び「やや満足」とした人の割合は、自然環境(56.8%→65.1%→70.5%)、生活環

境(37.7%→61.9%→65.4%)と増加傾向にあります。一方、人文環境(32.1%→42.9%→41.0%)は、満足している人の割合が過半数を下回りました。

ここ20年間で自然環境、生活環境が改善したことがうかがえますが、人文環境の満足度は他の項目に比べると低く、また、10年前と比べても十分に改善はされていないと考えられます。

図2-18 環境に関する満足度の推移(「満足」「やや満足」合計値)
(平成4(1992)年、15(2003)年、25(2013)年調査)

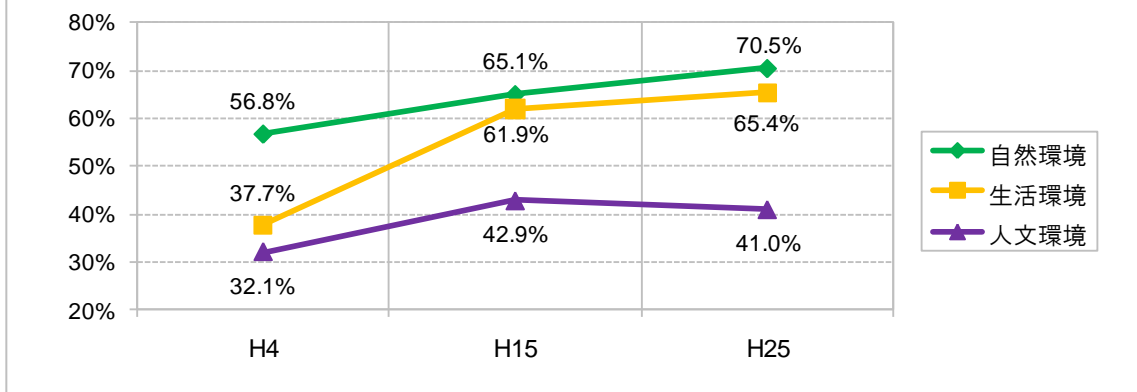
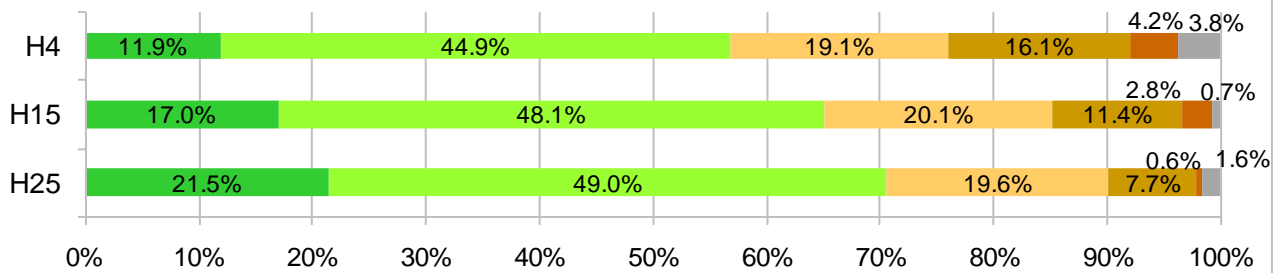
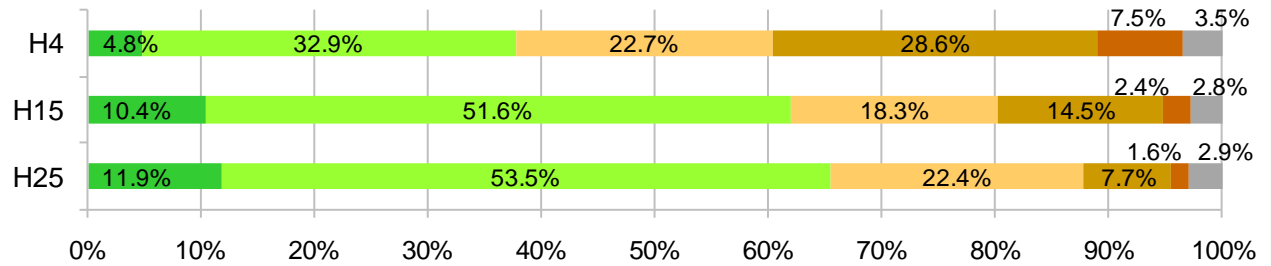


図2-19 環境に関する満足度の推移(分野毎)
(平成4(1992)年、15(2003)年、25(2013)年調査)

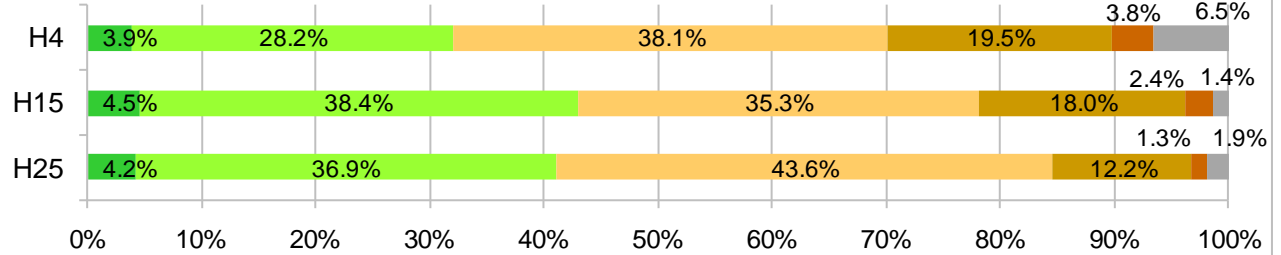
自然環境



生活環境



人文環境



■ 満足 ■ やや満足 ■ どちらともいえない ■ やや不満 ■ 不満 ■ 無回答

※集計の百分率は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

2-3 環境に関するニーズ

環境保全のために行政に望む対策について、平成15(2003)年、平成19(2007)年、平成25(2013)年に調査しました。また、平成25(2013)年調査では、併せて山梨県環境基本計画(平成17(2005)年2月策定)の施策分野の中で、重要だと考えるものについて3つ挙げてもらいました。

過去3回の調査結果を比較すると、「川や湖をきれいにするために下水道その他の施設を整備すること」(3位→1位→1位)、「周辺の山・川などの自然環境の保全や水辺環境を整備すること」(3位→5位→2位)、「学校等において環境教育・学習を行うこと」(5位→6位

→3位)、「ごみの不法投棄を取り締まること」(1位→2位→4位)、「廃棄物の最終処分や再資源化施設を整備すること」(2位→4位→5位)といった項目が継続して上位となっています。

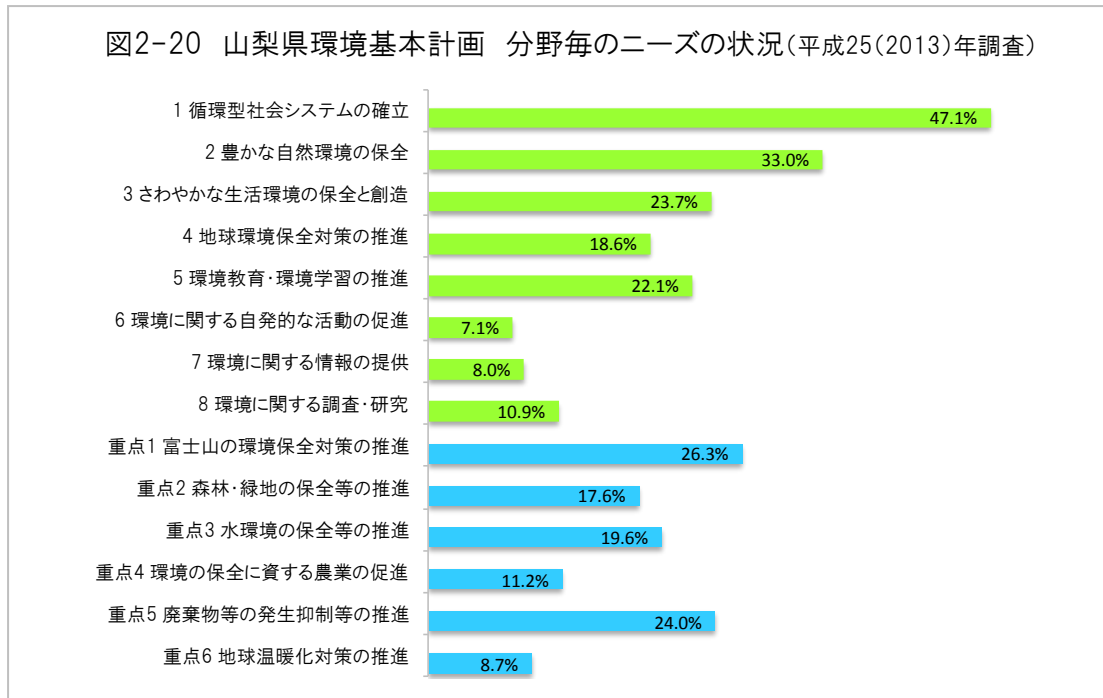
一方、山梨県環境基本計画(平成17(2005)年2月策定)の施策分野の中では、「1 循環型社会システムの確立」(47.1%)、「2 豊かな自然環境の保全」(33.0%)、「重点1 富士山の環境保全対策の推進」(26.3%)、「重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進」(24.0%)といった施策が重要と考えられています。

表2-10 行政に望む環境保全の施策項目(重要度の推移)
(平成15(2003)年、19(2007)年、25年(2013)調査)

行政に望む環境保全の施策項目	H15		H19		H25	
	順位	回答率	順位	回答率	順位	回答率
川や湖をきれいにするために下水道その他の施設を整備すること	3	43.1%	1	41.5%	1	45.2%
周辺の山・川などの自然環境の保全や水辺環境を整備すること	3	43.1%	5	30.2%	2	45.2%
学校等において、環境教育・学習を行うこと	5	33.1%	6	21.4%	3	34.9%
ごみの不法投棄を取り締まること	1	46.8%	2	36.7%	4	31.4%
廃棄物の最終処分場や再資源化施設を整備すること	2	45.6%	4	30.6%	5	19.9%
大気汚染、振動、騒音などの公害を防止するため、自動車、工場などへの規制を行うこと	7	17.7%	7	17.7%	6	16.3%
用途に応じた適切な土地利用を行うこと	10	15.3%	14	5.2%	7	13.8%
広告や看板の設置を規制したり、電柱のない街並みを整備すること	9	16.9%	11	8.1%	8	12.5%
樹木や花などを身近に植え環境美化を行うこと	11	8.5%	12	8.1%	9	10.6%
地域住民による自主的な組織づくりやボランティア活動を支援すること	6	19.0%	9	16.1%	10	10.3%
史跡や歴史的な建造物の保全を行うこと	14	4.8%	15	4.8%	11	9.3%
地球温暖化対策を行うこと	-	-	3	35.5%	12	8.3%
環境保全活動の普及啓発活動を行うこと	-	-	10	8.5%	13	7.4%
ダイオキシンや環境ホルモン等の対策を行うこと	8	17.3%	8	17.3%	14	4.8%
環境情報の提供を行うこと	13	6.9%	16	3.6%	15	4.5%
環境保全、快適環境の創造を目指した研究体制を整備すること	12	8.1%	13	5.6%	16	4.2%
その他(自由記述)	16	2.0%	17	1.6%	17	1.9%
無回答	15	3.2%	18	0.0%	18	1.0%
特に必要ない	17	0.0%	18	0.0%	19	0.3%

※順位の網掛けは直前回の調査より順位が上がっているもの。

図2-20 山梨県環境基本計画 分野毎のニーズの状況(平成25(2013)年調査)



3 これまでの成果・今後の課題

3-1 これまでの成果

山梨県環境基本計画(平成17(2005)年2月策定)の環境指標の達成状況(平成24(2012)年度末時点)を見ると、計56項目の環境指標の内、46項目(82.1%)が「達成」又は「改善している」となっています。

また、県民の環境に関する満足度は、自然環境、生活環境とも、山梨県環境基本計画

の策定後、増加を見せており、環境が良くなっていると考えられる県民が増えていると考えられます。

一方、経済や福祉、教育といった問題と比較してみた場合にも、依然県民の中でも環境に関する問題は重要と捉えられています。

3-2 今後の課題

山梨県環境基本計画の環境指標の中には、指標が「横ばい」又は「改善していない」ものが9項目(16.1%)あり、特に、自然監視員委嘱数、大気汚染に係る環境基準達成測定局数(光化学オキシダント)、環境情報センター利用者数、環境科学研究所における図書等貸出数、といった指標はほとんど改善が見られておらず、対策が求められます。

また、県民の環境に関する満足度を見ると、

人文環境については、ほぼ横ばいの状況であり、目立った改善が見られていません。

一方、県民が環境に関し行政に求めるニーズとしては、生活環境、自然環境の整備や、環境教育・学習、廃棄物問題が上位となっており、これらについてより一層の取組が求められていると考えられます。

第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

第1節 計画の基本目標

本県では、これまで「環境首都・山梨」（『環境首都・山梨』づくりプラン」平成6（1994）年～）、「環境日本一やまなしの確立」（「山梨県環境基本計画」平成17（2005）年～）を掲げ、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきました。健全で恵み豊かな環境の恩恵を享受している私たちは、本県の環境を将来の世代へ引き継いでいく責任があります。

このため、第2章で述べた本県の環境の状況を踏まえ、「山梨県環境基本条例」で示された3つの基本理念に基づく取組を推進していくにあたり、本計画の基本目標を次のとおりとします。

<第2次山梨県環境基本計画— 基本目標>

県民の環^わで守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境

県民総参加による連携(環)により、本県の豊かな環境を保全(守り)、創造(創り)し、未来へ繋げていくことを目指し、上記を本計画の基本目標とします。

第2節 4つの目指すべき将来像

「山梨県環境基本条例」の基本理念及び計画の基本目標の実現へ向けた取組を推進するにあたり、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4つの分野の各々に

ついて、次のとおり目指すべき将来像を定め、施策を展開していきます。

<第2次山梨県環境基本計画— 4つの目指すべき将来像>

物質循環	環境負荷の少ない循環型の地域社会
生活環境	安全・安心で快適な生活環境
自然環境	生物多様性に富んだ自然共生社会
地球環境	地球環境の保全に貢献する地域社会

＜図3-1 条例の基本理念、基本目標、4つの目指すべき目標の関係 イメージ図＞

「山梨県環境基本条例」基本理念

山梨県環境基本条例(平成16年4月施行) 基本理念(第三条)

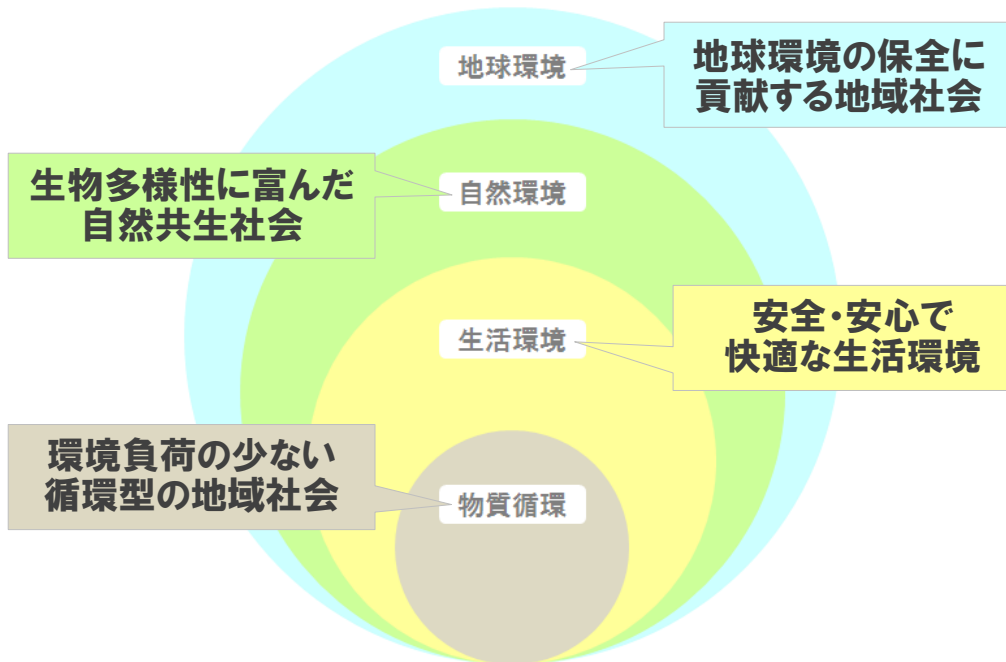
- 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全を積極的に推進されなければならない。



基本目標

「県民の環^わで守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境」

4つの目指すべき将来像

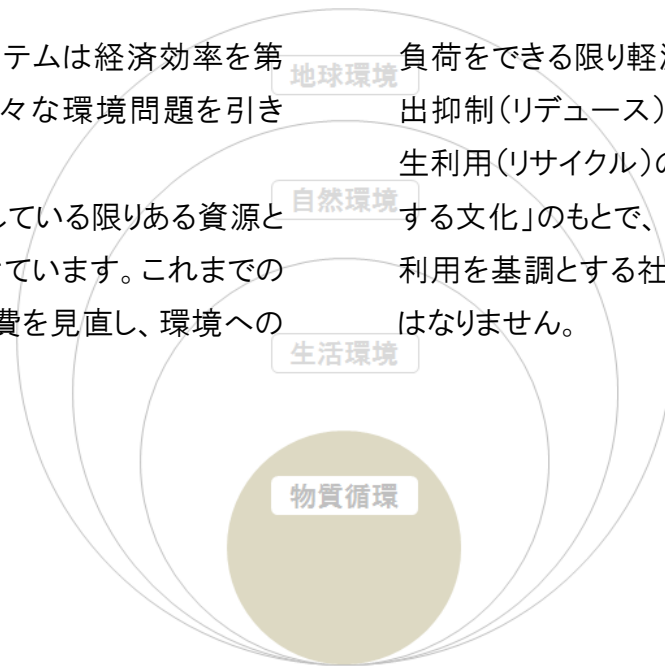


1 環境負荷の少ない循環型の地域社会

現在の社会経済システムは経済効率を第一に追求した結果、様々な環境問題を引き起こしてきました。

私たちは、地球が有している限りある資源と浄化作用の恵みを受けています。これまでのような過剰な資源の消費を見直し、環境への

負荷をできる限り軽減するため、廃棄物の排出抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の取組など、「物を大切に
する文化」のもとで、限りある資源の循環的な利用を基調とする社会の実現を目指さなくてはなりません。



2 安全・安心で快適な生活環境

高度経済成長期の産業の発展は、私たちに物質的豊かさと便利さをもたらす一方で、大気汚染や水質汚濁などの産業型公害を引き起こしました。これらの産業型公害は、個々の発生源に対する規制を中心とした対策により改善されてきました。しかしながら、急速な都市化に伴い、今日では自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による河川・湖沼の汚濁といった一般の日常生活を原因とする都市・生活型公害が課題となっています。また、ダイオキシン類に代表される新たな化学物質による汚染や土壌汚染による問題が発生している他、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射能への関心が高まっており、県内における放射能レベルの監視が重要となっています。

身近な緑や水辺は私たちの生活に安らぎを与え、都市特有の環境への負荷を緩和するなど様々な効果が期待されています。また、身近な緑や水辺が織り成す街並みや、地域に残る歴史的・文化的な資源、優れた自然環境が生み出す自然景観などは、私たちの地域への愛着を生み出します。

私たちは、きれいな水やさわやかな空気などの良好な生活空間、自然環境を保全し、また、心を豊かにするような身近な緑や水辺、景観、重みのある歴史的・文化的遺産の保全、活用を図ることによって得られる、うるおいのある快適な生活環境の確立を目指さなくてはなりません。

3 生物多様性に富んだ自然共生社会

私たちの社会は、自然から資源を採取するとともに、多くの自然を破壊しながら都市化を進め、自然と相対しながら発展を続けてきました。その結果、自然の有する環境保全機能を失い、時によっては自然の猛威にさらされてきました。

私たちの住む地球は、地形や気候といった自然的条件とともに、多種多様な生物が織り成す生態系のバランスのもとに成り立っています。そして、これら生態系のバランスは、何によって大きく変化するかわからない、極めてデリケートなものです。私たち人間も生態系を構

成する一員です。私たちの行動が生態系を構成する動植物や自然を傷つけることで、地球という環境が壊れる可能性もありますが、私たちは失った自然や動植物を再びつくり出すことはできません。

地球は今を生きる私たちのものだけでなく、地球に暮らす全ての生き物のものでもあり、将来、生まれてくる次の世代のものでもあります。自然の持つ豊かな恵みを将来の世代に継承するため、人と自然との共生を目指さなくてはなりません。

4 地球環境の保全に貢献する地域社会

地球温暖化をはじめ、野生生物の種の減少、オゾン層の破壊、有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染や酸性雨といった様々な地球環境問題が顕在化した20世紀は、こうした地球規模での環境問題の解決と持続的な発展を目指して、各国の協調した取組が展開されるなど、地球環境の保全が世界共通の問題の一つとして認識されるようになった世紀といえます。

私たちが生きる21世紀は、地球環境時代と言われています。私たちは、地球に多くの環境負荷を与えていることを認識し、地球の有する優れた恵みを後世に伝えるべく、地球環境の保全に向けて、私たちの足元である山梨県から小さな取組を一つずつ積み重ね、地球環境の保全を目指さなくてはなりません。

第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

持続可能な社会の実現のためには、県民一人ひとりがライフスタイルを見直し、身近なところから環境の保全と創造に取り組むとともに、事業者も循環型社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取組を進めることが求められています。

また、近年では、地域における取組において、環境NPOといった民間団体の役割の重要性が増しており、県民や事業者とともに、積極的な環境活動への取組が期待されています。

さらに、県民に最も身近である市町村には、その地域特性に応じた環境の保全と創造に関する取組を進めていくことが期待されています。

本章では、地域を構成する県民・民間団体・事業者・市町村・県のそれぞれがどのような役割と責任のもとで取り組むことが望ましいのかを示すとともに、この計画の4つの目指すべき将来像を達成していくための、各主体の取組の基本的な指針を明らかにします。

第1節 県民の役割

県民には、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めることが期待されます。このため、自らの日常生活がどのような環境負荷を生じているのかを知るとともに、自らできることを考え、実践することが大切です。

また、地域での環境活動に参加したり、自ら活動を企画し参加や協力を呼びかけ、他の主体と連携するなど、地域に根ざした活動の輪を広げていくことが期待されます。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ 買い物袋の持参や過剰包装の辞退、購入した商品が無駄なく大切に使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、リサイクル製品やリターナブル容器入り商品など環境への負荷の少ない商品を選択するといったグリーン購入に取り組めます。
- ☑ 生ごみの自家処理を進め、ごみの分別回収や減量化に協力するとともに、地域でのリサイクル活動を積極的に推進します。
- ☑ 地域で生産された農作物等に理解を持ち、優先的に購入するなど、地産地消の推進を支援します。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 大気汚染を防止するため、自動車の買い換えの際にはハイブリッド車等の低公害車を購入します。
- ☑ 生活排水を下水道や浄化槽等により処理するとともに、使用済み食用油等を適正に処理することによって水質の保全を図ります。
- ☑ 生け垣の設置や植栽などにより緑化を進めるとともに、緑化活動に参加し、地域の緑を増やします。また、空き缶や瓶をみだりに捨てず、地域や公共空間の美化を進め、地域の誇りである文化財や歴史的街並みの保全に理解を深め、郷土に対する愛着を育みます。
- ☑ まちづくり活動に参加し、地域の将来像を多くの人々と語り、共有します。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 自然保護活動等の実践活動に積極的に参加し、自然への理解を深めるとともに、屋外活動でのごみの持ち帰りを実践するなど、自然環境の保全に取り組みます。
- ☑ 観光等で来県する人々と交流を図り、自然環境の保全への協力を呼びかけるなど、地域での環境保全活動を推進します。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ 日常生活において、家庭における電気やガスなどのエネルギー消費、資源の使用・廃棄、自動車利用などに伴って温室効果ガスが排出されていることを理解し、自転車や公共交通機関の利用、低公害車の使用、エコドライブの実践、住宅用太陽光発電設備の設置等によるクリーンエネルギーの導入、また、省エネ機器の使用などに努めます。

第2節 民間団体の役割

共通の目的を持った県民が、その目的を達成するために組織した非営利的、かつ自主的な活動を行う団体は、近年、その数が増加しており、専門的な知識やノウハウを生かして、リサイクル活動、自然環境保全活動、地球環境保全活動、緑化活動、環境美化活動など、幅広い活動を行っています。

また、環境意識の高まりから、今後、こうした様々な取組がますます活発になるものと予想され、民間団体の果たす役割は重要性を増しています。

他の主体との連携とともに、同じ目的を持った団体との協働やネットワーク化など、活動の幅のさらなる広がりが期待されています。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ 地域における分別収集への取組やフリーマーケットによる再利用への取組、また、グリーン購入など環境への負荷の低減に役立つ製品の利用促進への取組を積極的に進めます。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 地域における水質を守るための活動や都市部における緑化活動、地域の街並みづくりや公共空間の美化活動を推進します。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 県民共有の豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、空き缶やゴミの回収運動などに取り組み、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図ります。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ アイドリングストップ等エコドライブの促進やフロン回収に積極的に取り組み、地球環境への負荷の低減を図ります。
- ☑ 活動を通じて、事業者や県民、観光旅行者等の地球温暖化の防止に関する理解を深めます。

第3節 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、土地の改変等に伴う自然環境への影響に十分配慮する責任があります。

また、製品等の生産、加工、販売、廃棄等、事業活動の各段階において環境への負荷を低減するとともに、環境マネジメントシステム等の導入など、循環型社会の実現を目指し

て活動する企業市民としての重要な役割を担っています。

さらに、企業の社会的責任(CSR)の考え方を踏まえて、他の主体との連携を図りながら、地域の環境保全活動等へ協力することが期待されています。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ リサイクルに関する諸法令に基づき、事業活動に伴って発生する廃棄物等の循環的な利用、適正処理を行い、ライフサイクルアセスメント(LCA)を導入することによって製品等が環境に与える負荷の最小化を目指します。
- ☑ また、環境への負荷の少ない製品の開発、製造、流通、販売を進め、ISO14001など環境マネジメントシステムの認証取得やグリーン購入を積極的に進めます。
- ☑ さらに、地域におけるリサイクル活動への協力や業界が一体となって環境への負荷の低減を図るための活動に取り組みます。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 地域における水質を守るための活動や都市部における緑化活動、地域の街並みづくりや公共空間の美化活動を推進します。
- ☑ 工場や事業場の敷地内の緑化に努めるとともに、施設の建設や屋外広告物の設置等に当たっては、地域特性を考慮しながら周辺の景観に配慮します。
- ☑ また、工場や事業場からの騒音・振動・悪臭の防止に努めるとともに、大気汚染物質や水質汚濁物質の削減や地下水・土壌汚染の防止など、公害防止のための取組はもとより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象となる化学物質の環境中への排出量と廃棄物として処理するために事業所外へ移動させた量を自ら把握します。
- ☑ さらに、環境に関する行動について環境報告書等により公表します。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 動植物の保護や生態系の確保に配慮した森林の造成、維持、管理を行うことなどにより、自然環境の保全に貢献します。
- ☑ また、土地の改変等の開発を行う場合は、対象地域や周辺地域の自然環境へ配慮するとともに、地域における自然環境保全に関する活動に参加、協力します。
- ☑ さらに、自然と最も関わりが深い農林業においても、環境と調和した取組を進めます。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ 事業活動に伴う温室効果ガス排出を抑制するため、事業用太陽光発電設備の設置や木質バイオマスの利活用によるクリーンエネルギーの導入や、県の温室効果ガス排出抑制計画制度に参加するなど、自主的、積極的な取組に努めます。
- ☑ 事務機器や製品材料等の調達に当たっては、環境負荷低減に資する製品を選択するよう努めます
- ☑ また、ハイブリッド車等の低公害車の導入を推進するとともに、自動車の使用に際しては、アイドリングストップ等エコドライブを実践します。
- ☑ さらに、地域の環境保全に向けた取組に積極的に参加するとともに、環境保全に向けた自主行動計画の策定や環境面からの事業の点検・評価を行う体制の整備、従業員の研修などにおける環境教育等に取り組めます。

第4節 市町村の役割

市町村は、環境の保全及び創造に関して、地域住民、民間団体、事業者、県などとの連携のもと、地域の自然的、社会的条件に応じた取組を実施するとともに、地域住民の環境意識の向上や環境活動への取組を促進するため、環境教育などとおした普及啓発を進めていくことが期待されています。

また、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境マネジメントシステム、グリーン購入、公共事業への環境配慮の導入など、環境の保全と創造への積極的な取組が期待されています。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ 一般廃棄物の分別収集の徹底、発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進、不法投棄の防止など、関係機関との連携のもと、地域住民への普及啓発を図るとともに、自らグリーン購入への取組や環境マネジメントシステムの導入を積極的に進めます。
- ☑ また、教育現場を通じて児童、生徒等への環境教育とともに、住民の環境意識の向上を図るため、環境講座や見学会等による地域住民への啓発を行います。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の導入を積極的に進めるとともに、地域の歴史的、文化的建造物などの保護を進め、これらを利用した特色ある街並みづくりを進めます。
- ☑ また、地域住民の憩いの場となる公園、緑地等を整備していきます。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 地域特有の森林、動物、植物等、特色ある自然環境の保全に積極的に取り組み、また、地域の自然的、社会的特性に応じた自然環境保全活動を進めます。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ 温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画を策定し、自ら率先して温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
- ☑ また、地域住民の地球環境保全意識の向上やライフスタイルの見直しの契機となるよう、学習会の開催等による普及啓発を図ります。

第5節 県の役割

県は、この計画の目標を達成するため、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、県自らも事業者であり消費者であるという立場から、公共事業における資源の循環的な利用等による環境への負荷の低減や、庁舎や公共施設での環境配慮等、自ら率先して環境への負荷の少ない行動の実践に取り組みます。

また、県民、民間団体、事業者、市町村などと連携を図りながら施策を推進するとともに、各主体が環境活動を積極的に推進できるよう、人材の育成、情報の提供、学習機会の提供等とおした各主体への支援等を行うことにより、自主的な取組を促進します。

環境負荷の少ない循環型の地域社会

- ☑ ごみの不法投棄を防止するため、他の主体と連携を図りながら、監視活動を実施するとともに、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用を促進する等、各種施策を総合的、計画的に推進します。

安全・安心で快適な生活環境

- ☑ 大気汚染物質や水質汚濁物質による環境汚染の実態を把握し、これらの環境汚染を防止するとともに、地域における緑化や環境と調和した景観の保全と創造を図るため、各種施策を総合的、計画的に推進します。

生物多様性に富んだ自然共生型社会

- ☑ 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存を図るため、自然環境の適正な保全のための規制、自然環境に関する調査・研究及び監視活動など、各種施策を総合的、計画的に推進します。

地球環境の保全に貢献する地域社会

- ☑ 市町村、事業者、県民等と連携して、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を実施します。

重点的に取り組む施策

- ☑ 本県の自然的、地域的な特性を踏まえ、本県の環境に関する重要課題や国際社会の一員として取り組むべき課題などについて、重点的に取り組む施策として位置づけ、積極的に取り組めます。
- 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全
- 健全な森林・豊かな緑の保全
- 持続可能な水循環社会づくり
- 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり
- 廃棄物等の発生抑制等の推進
- 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進
- エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進

第5章 環境の保全と創造のための施策の展開

第3章で示した計画の基本目標・目指すべき将来像を実現するため、本県では、「物質循環」、「生活環境」、「自然環境」、「地球環境」の4つの分野において、環境の保全と創造のための施策を展開していきます(第1節～第4節)。

また、それぞれの分野における施策を展開していくために必要となる共通的・基盤的な施策も併せて推進していきます(第5節～第6節)。

〈分野別の施策の推進〉

物質循環	生活環境	自然環境	地球環境
<p>1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり</p> <p>(1)生活様式等の転換の促進 (2)資源の循環的な利用の促進 (3)廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>2 安全・安心で快適な生活環境づくり</p> <p>(1)大気汚染の防止 (2)水質の保全 (3)化学物質による環境汚染の防止 (4)騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止 (5)放射性物質の監視 (6)魅力ある景観づくり</p>	<p>3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <p>(1)多様な自然環境の保全 (2)野生動植物の保護と適正な管理の推進 (3)自然公園等の管理 (4)自然とのふれあいの増進 (5)環境影響評価制度の実施等</p>	<p>4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり</p> <p>(1)地球温暖化の防止 (2)クリーンエネルギーの導入促進 (3)オゾン層の保護対策の推進</p>

〈共通的・基盤的な施策の推進〉

環境教育・学習、自発的な活動

5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

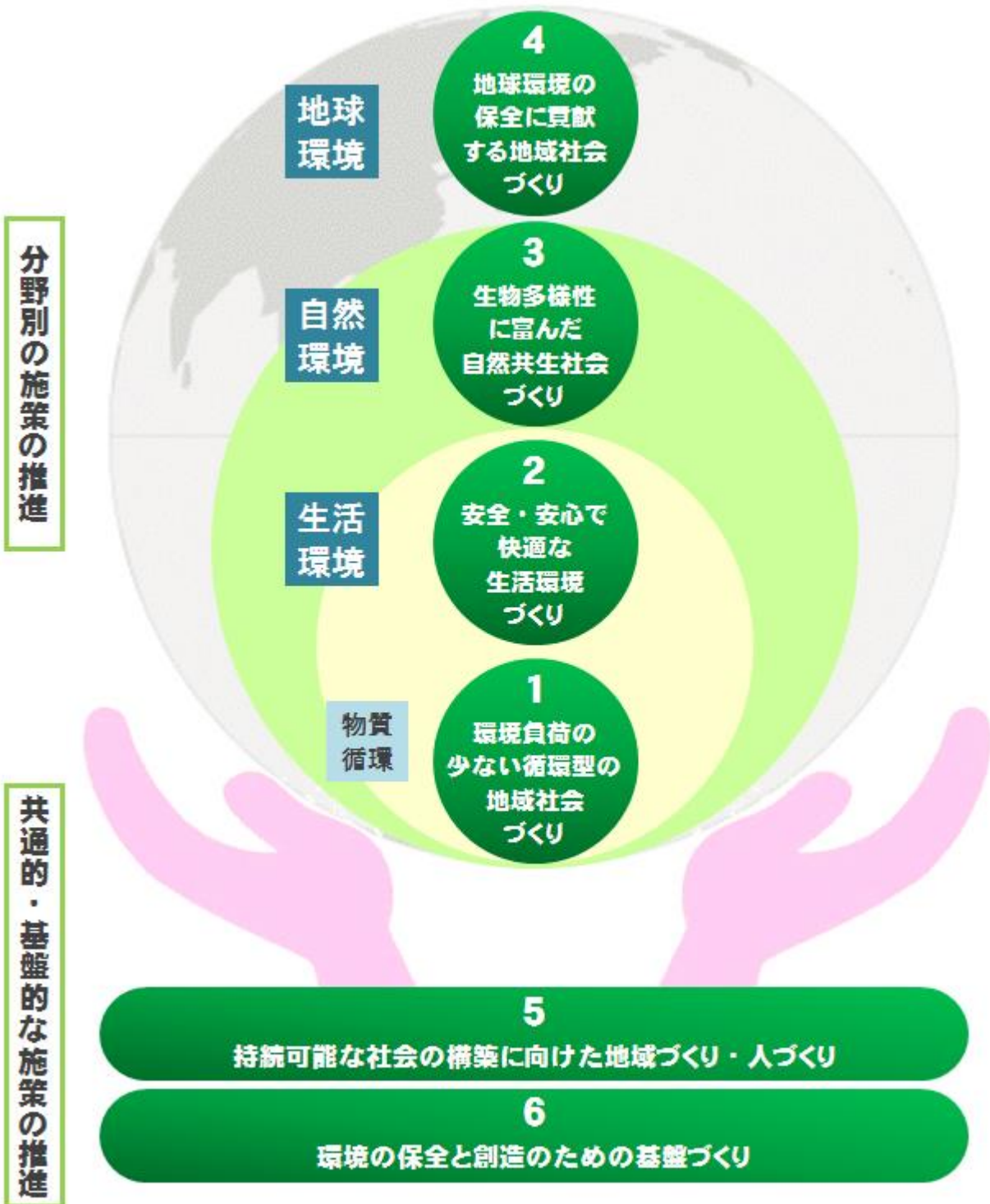
- (1)多様な環境教育・環境学習の推進
- (2)人材の育成・活用
- (3)環境に関する活動の展開
- (4)協働取組の促進

情報提供、調査・研究等

6 環境の保全と創造のための基盤づくり

- (1)環境情報の総合的な収集・提供体制の確立
- (2)環境モニタリング・環境科学研究の推進
- (3)国際協力の推進

<図5-1 環境の保全と創造のための施策の展開 施策体系イメージ図>



第1節 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

■ 現状と課題

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量消費型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会形成推進基本計画を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

これまで、3R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））の取組の進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく事業者や消費者等の努力、国民の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減等が進んでいます。

他方で、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性が改めて浮き彫りとなりました。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、これまで予想していなかった事態が生じ、環境保全と国民の安全・安心をしっかりと確保した上で循環資源の利用を行うことが今まで以上に求められています。同時に、廃棄物の処理が大きくクローズアップされたことで、ものを大事に扱うことや、廃棄物の排出削減に向けた意識の高まりがみられました。

このように、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故は、これまで順調に推移してきた循環型社会形成の取組においても大きな政策課題を提示し、これをきっかけとして、政策の在り方を改めて検討することが強く求められるに至っています。

また、近年の資源価格の高騰に見られるように、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されています。

これらのことを踏まえ、循環型社会の形成に関する政策課題は、循環を量の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおいてリサイクル等を推進していくというステージから、循環を質の面からも捉え、環境保全と安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという新たなステージに進んでいると言えます。

■ 施策の方向

1 環境負荷の少ない 循環型の地域社会づくり

1-1 生活様式等の転換の促進

1-2 資源の循環的な利用の促進

1-3 廃棄物の適正処理の推進

1-1 生活様式等の転換の促進

- (1) 日常生活において、過剰包装の辞退、長寿命製品の使用、使い捨て製品の購入や使用の自粛など、ごみの発生抑制に向けた消費行動の促進や省資源、省エネルギーの重要性について意識啓発を積極的に進めます。
- (2) 事業活動において、廃棄物の発生が少ない製品の開発や製造・販売の促進、使い捨て製品の製造、販売及び過剰包装の自粛や省資源、省エネルギーへの取組を促進します。
- (3) 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を購入するグリーン購入や地産地消を推進するとともに、県民等への普及啓発を進めます。
- (4) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
- (5) 産業廃棄物を一定量以上排出する事業者等に対して、産業廃棄物の減量化や再生利用など適正処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定を促進し、その適切な運用を徹底します。
- (6) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。
- (7) 環境に配慮した事業活動を促進するため、環境管理に関する国際規格であるISO14001など環境マネジメントシステムを認証取得する事業者に対して一定要件のもと融資を行います。
- (8) 環境に配慮した事業活動を促進するための研究会の開催やISO14000シリーズの認証取得のためのアドバイザーを派遣します。
- (9) 「山梨県エネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。

1-2 資源の循環的な利用の促進

- (1) 「容器包装リサイクル法」及び「山梨県分別収集促進計画」に基づき、容器包装の適切なリサイクルが図られるよう、市町村が行う分別の徹底や資源の効率的な回収に対し技術的な支援を行うとともに、県民への普及啓発を行います。

- (2) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(家電リサイクル法)」の、適正・円滑な推進に向けた普及啓発を行い、冷蔵庫、テレビ等特定家庭用機器のリサイクルを促進します。
- (3) 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」による使用済み小型家電の適切なリサイクルが図られるよう普及啓発を行うとともに、分別等を行う市町村に対し情報提供等の支援を行います。
- (4) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の適正な運用に努めるとともに、制度の普及啓発を行い、使用済み自動車のリサイクルを促進します。
- (5) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」の普及啓発により、食品循環資源の再生利用等を促進します。
- (6) 建設廃棄物について、廃棄物処理業者に対する適正なリサイクルの指導を行うとともに、「山梨県建設リサイクル推進計画2011」に基づき、県の発注する建設工事において発生する建設廃棄物の再資源化・縮減率の向上及び建設資材として利用可能な再生資材の活用や建設発生土の利用促進を図ります。
- (7) 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を促進します。
- (8) 家畜排せつ物のたい肥化施設やエネルギー化施設等の整備とともに、農家との連携による堆肥の安定的な流通体制の確立を図る等、家畜排せつ物の再生利用を推進します。
- (9) 事業者が行うリサイクル等に資する施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

1-3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 「山梨県ごみ処理広域化計画」等に基づき、市町村の広域的連携による一般廃棄物の適正な処理体制の整備を推進します。
- (2) ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設の設置者に対して構造基準、維持基準の徹底を図るとともに、ダイオキシン恒久基準への適合を継続的に監視します。
- (3) 産業廃棄物の排出事業者及び処理業者について監視、指導を行い、産業廃棄物の適正処理や産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の徹底を図ります。
- (4) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理について、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、監視の一層の強化を図るとともに、適正処理に関する普及啓発に積極的に努めます。
- (5) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の促進を図るとともに、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理費用の軽減を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に拠出します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	一般廃棄物総排出量	328千t(H20)	293千t(H27)
2	1人1日あたりに家庭から排出するごみの量	623g/日(H20)	505g/日(H27)
3	一般廃棄物再生利用率	18.5%(H20)	25%(H27)
4	産業廃棄物総排出量	1,841千t(H20)	1,764千t(H27)
5	産業廃棄物再生利用率	50%(H20)	50%(H27)
6	産業廃棄物最終処分量	144千t(H20)	105千t(H27)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～6:第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～27)

第2節 安全・安心で快適な生活環境づくり

■ 現状と課題

良好な大気環境や清らかな水環境、静けさ、緑豊かな生活空間などは、私たちが健康で快適な生活を営むうえで大変重要な要素です。

本県では、これまで大気汚染や水質汚濁防止対策など、生活環境を保全するための取組を進めてきましたが、大気に関しては、窒素酸化物や浮遊粒子状物質等は近年環境基準を達成しているものの、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては、環境基準が非達成となっています。また、近年、微小粒子状物質(PM_{2.5})が新たな問題となっており、発生源や生成機構等の調査研究が進められています。水質については、下水道や浄化槽等の普及に伴い、長期的には改善傾向がみられるものの、一部の公共用水

域において環境基準を達成していない状況にあります。騒音と悪臭については、苦情件数が長期的には増加傾向となっています。

近年のダイオキシン類の常時監視の結果では、大気、公共用水域(水質・底質)、地下水質、土壌の調査地点の全てにおいて環境基準を達成していますが、こうした環境汚染の実態把握は、今後も継続して実施していくことが必要です。

一方、豊かな緑や調和のとれた美しい景観は私たちに安らぎとうるおいを与えます。そのため、地域における緑づくりへの取組を促進するとともに、歴史的な建築物が織り成す街並みや歴史的、文化的資源の保護を図っていくことが重要です。

■ 施策の方向

2 安全・安心で快適な 生活環境づくり

2-1 大気汚染の防止

2-2 水質の保全

2-3 化学物質による環境汚染の防止

2-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下 ・土壌汚染等の防止

2-5 放射性物質の監視

2-6 魅力ある景観づくり

2-1 大気汚染の防止

- (1) 大気汚染の状況を広域的かつ的確に把握するため、大気汚染状況の常時監視を行います。
- (2) 「大気汚染防止法」等の関係法令に基づき、ばい煙発生施設等を設置している工場や事業場の監視、指導を行い、大気汚染物質の排出基準の遵守を徹底します。
- (3) 自動車や家庭等の小規模燃焼施設から窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM_{2.5})を削減するため、低公害車や低NO_x燃焼機器の導入や、アイドリングストップ等エコドライブの普及促進を図ります。
- (4) 光化学オキシダント濃度に関する情報提供や、緊急時における光化学スモッグ注意報等の発令により、光化学オキシダントによる健康被害の発生の未然防止に努めます。また、大気環境の状況に関し、近隣都県との密接な情報交換に努めます。
- (5) 微小粒子状物質(PM_{2.5})に関する情報提供や、高濃度時における注意喚起情報について、速やかな情報提供に努めます。
- (6) 事業者が行う大気汚染防止のための施設の整備及び「低排出ガス車」として国土交通省の認定を受けた自動車の購入等に対し、一定要件のもと、融資を行います。

2-2 水質の保全

- (1) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- (2) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止する等、水質の保全に努めます。
- (3) 「水質汚濁防止法」等に基づき、工場や事業場に対し排水規制、地下水汚染の未然防止に係る規制を行うとともに、監視、指導を徹底します。
- (4) 「山梨県生活排水処理施設整備構想」(仮称)に基づき、地域特性を踏まえ、流域下水道、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ適切な整備を推進するとともに、適正な維持管理の徹底を促進します。
- (5) 化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減や農地等における硝酸性窒素等による環境への負荷の低減を図るとともに、家畜排せつ物の適正処理による水質汚濁物質の排出抑制を促進します。
- (6) 事業者が行う水質汚濁防止のための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

2-3 化学物質による環境汚染の防止

- (1) ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、土壌中の濃度を測定します。
- (2) 「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等を設置する工場や事業場の監視、指導を徹底します。
- (3) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、排出事業者へ化学物質の排出・移動量の把握と届出を指導し、環境汚染の未然防止を促進します。
- (4) 県民、事業者、県が環境中に排出される化学物質について正確な情報を共有化し、相互に意思疎通を図る化学物質の管理に関するリスクコミュニケーションの促進を図ります。
- (5) 「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の促進を図るとともに、中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理費用の軽減を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に拠出します。
- (6) 事業者が行う「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設から発生又は排出されるダイオキシン類を処理するための施設の整備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。

2-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止

- (1) 主要道路の騒音の状況を継続的に把握し、各種の騒音対策の基礎資料とするため、自動車騒音の常時監視を行います。
- (2) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (3) 地盤沈下量の状況を正確に把握するため、一級水準測量や地下水位観測を行います。
- (4) 土壌汚染の未然防止に向けて、工場や事業場等に対して施設の構造や有害物質の適正管理等について指導を行います。また、「土壌汚染防止法」に基づき、土壌汚染の把握及び土壌汚染による健康被害防止のため、適切な指導を行います。
- (5) 良好な照明環境を実現するため、広域に影響が及ぶサーチライトなどによる光害を防止します。
- (6) 事業者が行う騒音・振動・悪臭等を防止するための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

2-5 放射性物質の監視

- (1) 環境放射能モニタリング調査を継続的に実施し、その結果を公表します。

2-6 魅力ある景観づくり

- (1) 市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し、地域の風土や歴史、産業などと密接に関わって形成されてきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類の地中化や街路樹等の植栽の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や優れた建築物への表彰により個性的で優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 良好な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。
- (4) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (5) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (6) 農山村における特徴的な風景を県民の貴重な財産として捉え、周辺の自然景観と調和した特色ある農山村景観を保全し、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
- (7) 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図ります。
- (8) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (9) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄)	3/3(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	3/3(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
2	大気汚染に係る環境基準達成率 (一酸化炭素)	2/2(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	2/2(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
3	大気汚染に係る環境基準達成率 (浮遊粒子状物質)	12/12(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	12/12(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
4	大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化窒素)	11/11(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	11/11(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
5	大気汚染に係る環境基準達成率 (光化学オキシダント)	0/11(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	達成率の向上を 図ります。
6	大気汚染に係る環境基準達成率 (微小粒子状物質)	5/5(H24) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)	5/5(H30) (環境基準達成局数/ 有効測定局数)
7	エコドライブ宣言車両率	20.1%(H24)	22%(H30)
8	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	河川22地点中 22地点(H24)	河川22地点中 22地点(H30)
9	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	湖沼5地点中 5地点(H24)	湖沼5地点中 5地点(H30)
10	生活排水クリーン処理率	山梨県生活排水処理施設整備構想(仮称) (H25年度中策定予定)において設定	
11	ダイオキシン類の環境基準達成地点数 (大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査 地点で達成(H24)	すべての調査 地点で達成(H30)
12	自動車騒音に係る環境基準達成率	環境基準の 全国平均達成率 (H23全国平均91.8%)	全国平均を 上回る達成率を 維持します。
13	電線類の地中化延長(県管理道路)	35km(H20)	72km(H26)
14	国・県指定文化財の新規指定件数	新やまなしの教育振興プラン(仮称)(H25年 度中策定予定)において設定	
15	「緑の教室」受講者数	山梨県緑化計画(仮称)(H25年度中策定予 定)において設定	

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標10: 山梨県生活排水処理施設整備構想(仮称)(H26~)
- 指標13: 山梨県社会資本整備重点計画-第2次(H20~26)
- 指標14: 新やまなしの教育振興プラン(仮称)(H26~)
- 指標15: 山梨県緑化計画(仮称)(H26~)

第3節 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

■ 現状と課題

富士山や南アルプスなどの急峻な山々に囲まれ、盆地特有の内陸的気候の特徴を有する本県には、温暖な低地から寒冷な高山帯まで、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育しています。また、県土面積の78%を占める森林は、本県の豊かな自然環境の基盤を成しており、森林によって育まれた水は、富士川、相模川、多摩川水系等により、上下流域に多くの恵みを与えています。

これら豊かな自然環境が創り出す優れた自然風景を保全し、適正な利用を図るため、県内には国立・国定・県立合わせて6地域、12万1千ha(県土面積の27%)の自然公園が指定され、自然の保護及び適切な利用のための施設整備を行っているほか、森林の持つ水源涵養^{かん}や県土保全等の機能を高度に発揮させるため、保安林の計画的な指定や維持管理を行っています。

また、我が国では、「自然環境保全法」(昭和47(1972)年制定)や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成4(1992)年制定)等に基づき、原生的な自然環境や希少な野生動植物の保全、保護に努めていますが、本県においても、生物多様性の確保のため、野生生物について、鳥獣保護区の指定による生息環境の保全や、絶滅のおそれのある種の保護などの取組を行っています。

こうした中で、近年、希少野生動植物の個体数の減少が見られ、本県でも、特別天然記念物であり、「国内希少野生動植物種」に指定されているライチョウの個体数の激減が懸念されています。また、氷河時代の遺存種であるキタダケソウや、アツモリソウなども「特定国内希少野生動植物種」に指定されており、これらの貴重な野生動植物の保護を図っていくことも必要です。

一方、自然環境は、私たちの心を癒す機能を有していることから、適正な保全と利用が求められており、そのため、自然とのふれあいを確保しつつ、自然環境の保全を図る必要があります。

さらに、環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業については、環境保全上の支障を未然に防止するため、予め、事業者が地域の環境を十分調査し、事業実施に伴う影響を予測、評価するとともに、その結果を公表する環境影響評価(環境アセスメント)制度が不可欠です。本県では、平成11(1999)年6月、大規模な開発事業の実施による環境への負荷をできる限り小さくするための手続き等を定めた「山梨県環境影響評価条例」を施行しました。本県の豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくため、今後とも、環境影響評価制度の適切な運用を図っていく必要があります。

■ 施策の方向

3

生物多様性に富んだ 自然共生社会づくり

3-1 多様な自然環境の保全

3-2 野生動植物の保護と適正な管理の 推進

3-3 自然公園等の管理

3-4 自然とのふれあいの増進

3-5 環境影響評価制度の実施等

3-1 多様な自然環境の保全

- (1) 富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父山塊などの原生の自然や景観を将来の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、関係機関との連携を図りながら、環境保全に関する施策を進めます。
- (2) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (3) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- (4) 温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
- (5) 農山村の有する多様な生物等が生息する豊かな自然環境に配慮した農山村環境の保全、整備を進めます。
- (6) 県森林の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。

3-2 野生動植物の保護と適正な管理の推進

- (1) 鳥獣保護区の指定や鳥獣の生息状況の把握、傷病鳥獣の保護など、人と野生鳥獣との共生及び生物多様性の確保に関する総合的な取組を推進します。
- (2) ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。

- (3) 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用するとともに、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護に努めます。
- (4) 絶滅のおそれのある貴重な高山植物の採取や取引等を規制し、本県の資産である高山植物の保護を図ります。
- (5) 山岳レンジャーの巡回監視活動により、自然植生の分布地域や天然記念物、自然記念物等の保護に向けた取組を推進します。
- (6) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。
- (7) 在来種の生息を脅かす外来生物の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。
- (8) 学術上価値の高い動物、植物について、文化財(天然記念物)としてその保護を図ります。

3-3 自然公園等の管理

- (1) 優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為等の規制による保全に努めるとともに、自然の劣化が見られる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。
- (2) 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物については、地元の協力を得ながら、巡視、清掃活動を推進するとともに、市町村が行う管理用道路や解説板などの整備に助成します。
- (3) 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物を自然監視員・山岳レンジャーが巡回監視することで、自然環境保全を図るとともに、訪れる人々への自然環境保護意識の高揚を図ります。

3-4 自然とのふれあいの増進

- (1) ハケ岳自然ふれあいセンターなどの県有施設における体験学習をはじめとした、自然とのふれあいを目的とした各種講座の開催など、自然環境の保全、保護意識の向上を図るための普及啓発を進めます。
- (2) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。
- (3) 森林や緑を大切に作る心を育てるため、小学生以下の児童を対象とした、環境教育プログラムを推進します。

- (4) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」の積極的な活用を図ります。
- (5) 生態系の保全や自然とのふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和を図るなど環境に配慮した整備を推進します。
- (6) 山岳地域においては、自然環境の保全と自然景観の確保を目的に、登山道や山小屋のトイレの改善・設置を図るための取組を進めます。
- (7) 山岳景観、豊かな自然や果物をはじめとする様々な農産物などの農山村資源を生かし、都市農村交流や二地域居住を促進していきます。
- (8) 自然散策やフットパス、スポーツ体験、フルーツ狩りなど、本県の地域資源をフルに生かした体験プログラムの開発を推進します。
- (9) 温泉や森林、高原気候などの地域資源を活用した健康プログラムを提供することにより、環境との共生を図りながら、観光振興や健康増進を目指すウェルネスツーリズムを推進します。

3-5 環境影響評価制度の実施等

- (1) 公共事業や大規模な開発行為等による環境への負荷の軽減を図ることにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を図るため、「山梨県環境影響評価条例」等に基づく環境影響評価制度の適正な運用を行います。
- (2) 環境影響評価制度の実効性を高めるため、県民や事業者等への情報提供等を行います。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	自然環境保全地区面積(自然造成地区は除く。)	3,650ha(H24)	3,650ha(H30)
2	鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha(H24)	74,795.9ha(H28)
3	自然公園等利用者数	4,179万人(H24)	4,400万人(H30)
4	県内の山小屋トイレの整備率	87.0%(H25)	91.0%(H30)
5	ニホンジカの推定生息数	38,011頭(H24)	4,700頭(H28)
6	獣害防止柵の整備による被害防止面積	2,300ha(H22)	3,500ha(H26)
7	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境が改善される水辺の延長	66.9km(H20)	84.0km(H26)
8	荒廃した民有林の整備面積	316ha(H24)	8,000ha(H33)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標2:第11次鳥獣保護事業計画(H24~28)
- 指標5:第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(H24~28)
- 指標6:やまなし農業ルネサンス大綱(H23~26)
- 指標7:山梨県社会資本整備重点計画-第2次-(H20~26)
- 指標8:やまなし森林・林業再生ビジョン(H24~33)

第4節 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

■ 現状と課題

地球環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など多岐にわたっていますが、地球温暖化による気温の上昇や気候の変動、海面水位の上昇、疫病の増加、生態系や農作物への影響などは、地球規模で様々な影響を与えるのみならず、将来の世代にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威です。国では、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を確保するため、切れ目なく地球温暖化対策を推進する方針を掲げています。本県においても、国の方針を踏まえ、対策を着実に実施していく必要があります。

一方、オゾン層の保護については、国際的な「ウィーン条約」、国内の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン類法）」等により、特定フロン等の回収・破壊などの取組が図られ、オゾン層破壊物質の大気中への排出抑制が進んでいます。

これら地球環境問題は、私たちの日常生活や経済活動による環境への負荷が原因となって引き起こされていますが、環境への負荷の発生源のみならず、国境や地域を越えて地球規模で影響が及ぶことから、私たち一人ひとりが地域レベルでの取組を推進するとともに、国際的な協調のもと、対策を講じていく必要があります。

■ 施策の方向

4 地球環境の保全に 貢献する地域社会づくり

4-1 地球温暖化の防止

4-2 クリーンエネルギーの導入促進

4-3 オゾン層の保護対策の推進

4-1 地球温暖化の防止

- (1) 「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民、民間団体、事業者、市町村との連携を図りながら実効性のある取組を推進します。
- (2) 市町村における地方公共団体実行計画の策定や計画に基づく取組を支援します。
- (3) 「山梨県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化対策の重要性についての普及啓発、相談・助言などを行います。
- (4) 地域や家庭において地球温暖化対策に関する普及啓発や実践活動へのアドバイスを行う「地球温暖化防止活動推進員」の活動を通じ、市町村、団体などを支援します。
- (5) 日常生活に伴う二酸化炭素排出量を削減するため、広報誌などによる情報提供、家庭における温室効果ガス削減対策の実践を促進させる取組を行います。
- (6) 低公害車の導入を促進するとともに、行政で率先して低公害車を導入します。
- (7) アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発を図ります。
- (8) 自家用車と鉄道、バスを組み合わせたパークアンドライドの普及啓発やエコ通勤の推進等により、公共交通の利用を促進し、自動車の交通量の低減を図ります。
- (9) 「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき、適切な森林の整備・保全を図ります。
- (10) 森林による二酸化炭素の固定化を促進するため、公共施設や公共工事等における県産木材の利用や県産木材を使用した木造住宅の需要の拡大など、木材資源の循環利用を推進します。
- (11) 県有林内における適切な間伐などによる二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益を県有林の森林整備に活用します。

4-2 クリーンエネルギーの導入促進

- (1) 太陽光発電について、県民・県内事業者等への情報提供などにより、住宅、事業所等への導入を促進するとともに、防災拠点をはじめとした社会インフラへの導入を拡大します。
- (2) 地球温暖化を防止するため、化石燃料によらないエネルギーとして、製材残材や未利用間伐材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- (3) 燃料電池技術の実用化を推進し、関連産業の集積と育成を進めます。
- (4) 事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。
- (5) 既設水力発電所の安定的稼働によりクリーンエネルギーの安定供給に努めます。
- (6) エネルギー地産地消に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。

- (7) エネルギー地産地消に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。
- (8) 農村地域において、地域特性を生かした自然エネルギーの活用を促進します。
- (9) 再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
- (10) 米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに、再生可能エネルギー等に関する情報発信を行います。

4-3 オゾン層の保護対策の推進

- (1) 県民、事業者に対して特定フロン類の適正回収・破壊処理に関する普及啓発を行うとともに、「フロン類法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」等に基づき、冷凍空調機器、カーエアコンなどからの特定フロン等の回収・破壊処理等を促進します。
- (2) 事業者が行う代替フロン、脱フロンのための施設や設備の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	温室効果ガス総排出量	山梨県地球温暖化対策実行計画(仮称) (H25年度中策定予定)において設定	
2	森林吸収源対策による 森林の二酸化炭素吸収量	山梨県地球温暖化対策実行計画(仮称) (H25年度中策定予定)において設定	
3	木質バイオマス利用施設数	14施設(H22)	28施設(H33)
4	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)	4.5万kW(H23)	9万kW(H27)
5	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)	0.9万kW(H23)	1万kW(H27)
6	エコドライブ宣言車両率(再掲)	20.1%(H24)	22%(H30)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1,2: 山梨県地球温暖化対策実行計画(仮称)(H26~)
- 指標3: やまなし森林・林業再生ビジョン(H24~33)
- 指標4,5: やまなしエネルギー地産地消推進戦略(H25~2050年)

第5節 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

■ 現状と課題

現在の環境問題は地球規模で発生しており、私たちの日々の生活や事業活動に起因する環境への負荷が、自分たちばかりでなく、地球規模の環境にまで大きな影響を及ぼしています。

こうした問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりがライフスタイルや事業活動のあり方を再考し、環境保全のために主体的に行動していくことが不可欠になっており、環境教育の果たす役割がますます重要になっています。

このため国では、平成23(2011)年に「環境教育等促進法」を制定し、環境と社会、経済及び文化のつながりや環境保全について理解を深めるための教育や学習を推進することとしています。

また、本県では、環境教育を推進する上での基本的な考え方や各主体の役割、県の環

境教育に関する施策の方向性を明らかにし、県民や学校、民間団体、事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう、様々な場における具体的な取組を体系的に分かりやすく整理した「環境教育等推進行動計画」を平成25(2013)年3月に策定しています。

今後は、法や計画に基づき、環境教育を担う人材の育成、体験を重視した環境学習の機会の提供、地球温暖化などの地球規模の環境問題の防止に向けた環境教育などを豊かな自然に恵まれた本県の特徴を生かしながら、一層進めていくことが求められています。

また、県内では、これまでも環境美化活動や緑化活動、地球温暖化防止に向けた取組などが積極的に行われてきているところですが、今後も、こうした取組の輪を広げていくことが必要です。

■ 施策の方向

5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

5-1 多様な環境教育・環境学習の推進

5-2 人材の育成・活用

5-3 環境に関する活動の展開

5-4 協働取組の促進

5-1 多様な環境教育・環境学習の推進

- (1) 「やまなし環境教育等推進行動計画」に基づき、環境教育や環境学習に係る施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 各教科や学校林活動、森林体験学習等の学校教育や社会教育を通して、特色ある環境教育を推進するとともに、自然とのふれあいを重視した体験的な学習を展開し、環境保全活動等につなげる取組を進めます。
- (3) 学校、民間団体、地域と連携する中で、こどもエコクラブや緑の少年隊などの活動の促進を図るとともに、高齢者に対しても環境について学ぶ機会を提供します。
- (4) 環境に関する職場研修や地域における環境学習を行うにあたり、やまなしエコティーチャーなどの積極的な活用を促進します。
- (5) 市町村の自主的な環境学習活動を支援するため、啓発資料等の提供を行います。
- (6) 県有施設を中心に、環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身につけるための学習の機会を提供します。
- (7) 自然体験等の場として環境教育に活用される土地や建物を環境教育等促進法の「体験の機会の場」として認定します。
- (8) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

5-2 人材の育成・活用

- (1) 県民・事業者の環境教育や環境学習を支援するため指導者を派遣し人材の育成に努めるとともに、指導者同士のネットワーク化を図ります。
- (2) 森林総合研究所などにおいて、教職員等を対象とした環境教育等に関する指導者養成のためのプログラムを実施します。

5-3 環境に関する活動の展開

- (1) 県、民間団体、事業者、市町村が協働して行うやまなしクリーンキャンペーンなど、身近な環境保全活動への参加機会の提供により、環境に配慮した行動の定着を図ります。
- (2) 県民、事業者等が自らの手で道路、河川、公園等の清掃、植栽などの美化活動を行う土木施設環境ボランティアにより、身近な公共施設の環境美化を進めます。
- (3) 環境月間や河川愛護月間などにおける普及啓発活動を推進し、県民、事業者等の環境保全意識の醸成と自発的な環境保全活動を促進します。

- (4) 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間など関連行事を活用したイベントを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者等の積極的な参加を促進します。
- (5) 市町村によるごみの減量化、リサイクル、省エネルギー、緑化活動など、地域の特性を踏まえた環境の保全と創造に関する活動の促進と、こうした実践活動に対する支援を行います。
- (6) 「山梨県エネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
- (7) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。
- (8) 県民や企業・団体など様々な主体の参加による森づくりを推進するとともに、多くの県民が森づくり活動の効果に関心をもつ契機とするため、企業・団体が県内で行う森づくり活動に対してそのCO₂吸収量を認証します。

5-4 協働取組の促進

- (1) 県民、事業者、民間団体等で組織する「環境パートナーシップやまなし」の一員として、環境教育事業を実施するとともに、環境保全を行っている団体などのネットワークづくりを進めます。
- (2) (公財)やまなし環境財団や(公財)山梨県緑化推進機構、やまなし森づくりコミッションを通じ、企業や民間団体による環境保全活動や森林ボランティア活動等への支援を図るとともに、民間団体間の交流を促進します。
- (3) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取組を促進します。
- (4) 事業者、民間団体などで構成する「山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会」と協働してマイバッグ等の持参促進によるレジ袋の削減に取り組みます。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	森林環境教育の実施教育機関数の割合	山梨県緑化計画(仮称)(H25年度中策定予定)において設定	
2	富士山科学カレッジ(仮称)修了者数	29人/年(H24)	32人/年(H30)
3	環境学習指導者派遣事業参加者数	3,133人/年 (H15～24平均)	3,100人/年 (H30)
4	環境美化活動参加者数	546,285人/年 (H15～24平均)	540,000人/年 (H30)
5	土木施設環境ボランティア数	71団体(H20)	86団体(H26)
6	森林ボランティア団体数	73団体(H22)	100団体(H33)
7	企業・団体の森づくり活動箇所数	山梨県緑化計画(仮称)(H25年度中策定予定)において設定	
8	「緑の教室」受講者数(再掲)	山梨県緑化計画(仮称)(H25年度中策定予定)において設定	

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1,7,8:山梨県緑化計画(仮称)(H26～)
- 指標5:山梨県社会資本整備重点計画-第2次-(H20～26)
- 指標6:やまなし森林・林業再生ビジョン(H24～33)

第6節 環境の保全と創造のための基盤づくり

■ 現状と課題

県民、民間団体、事業者等に対して環境問題に関する理解や環境活動への自主的な取組を積極的に進めていくためには、環境情報の充実はもとより、正確な情報の迅速な提供が不可欠です。

県では、大気や水質の状況等を常時監視するなど、監視体制の整備を図るとともに、環境情報の収集及び提供に取り組んでいます。

環境に関する情報については、環境白書「やまなしの環境」の発行や、県のホームページ上の「やまなしの環境」への環境情報の集約などにより、多岐に渡る環境情報を総合的に収集するとともに、県民等の各主体が活用できるよう、情報発信に努めています。

一方、環境の保全を適切・効果的に進めていくためには、情報の収集だけでなく、関連する技術動向の把握や、様々な環境問題への

対策に資する調査研究や技術開発を行うことも重要です。

本県では、衛生環境研究所等の県立試験研究機関において、環境モニタリングによる県内の環境の状態を把握するとともに、環境の保全や各種環境問題の原因究明及び対策に関する調査研究や技術開発を推進しています。

さらに、環境に関する情報発信や環境保全に関する国際シンポジウム、フォーラムの開催や、国内外の各種研究機関等との連携により、情報や人材、技術の交流を行っています。

今後も、本県の環境の現状を正確に把握するとともに、循環型社会の構築、自然との共生、地球環境保全等に資する調査研究や技術開発を推進していくことが求められています。

■ 施策の方向

6 環境の保全と創造のための基盤づくり

6-1 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立

6-2 環境モニタリング・環境科学研究の推進

6-3 国際協力の推進

6-1 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立

- (1) 環境情報センター等における環境情報の充実を図り、様々な機会を捉えて提供します。
- (2) 「やまなしの環境」などの発行やホームページの情報充実など、様々な媒体を活用し、県民、民間団体、事業者等へ利便性の高い正確な情報を速やかに提供する体制の確立に努めます。
- (3) 環境に関するパネルや映像資料の貸し出し、各種パンフレットやチラシの配布など広く環境情報を発信します。
- (4) 県立試験研究機関の環境分野における研究成果が県民生活に普及し、実際に活用されるよう、積極的に情報提供を行います。

6-2 環境モニタリング・環境科学研究の推進

- (1) 大気汚染や水質汚濁、自動車騒音、ダイオキシン類等の化学物質の環境中の濃度など、定期的な監視、分析、測定を行います。
- (2) 環境分野に関する調査研究の実施とともに、県内外の研究機関や大学等との連携による、互いの技術力や研究成果を活用した調査研究の推進を図ります。

6-3 国際協力の推進

- (1) 国内外の研究機関等との連携により、環境に関するシンポジウムや学会、フォーラム等を開催し、本県の環境科学研究の推進を図ります。
- (2) 若手研究者の育成や研究機関の活性化等を図るため、国内外の研究機関・研究者との連携や交流、情報交換を進めます。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	環境情報センター利用者数	6,661人/年(H24)	12,000人/年(H30)
2	やまなしの環境アクセス数	9,146件/年(H24)	12,000件/年(H30)
3	環境に関するフォーラム、国際シンポジウム参加者数	262人/年(H24)	300人/年(H30)

※ ()内は年度

第6章 重点的に取り組む施策

本計画の基本目標や目指すべき将来像を実現するため、本県の自然的、地域的な特性を踏まえ、環境に関する重要課題及び国際社会の一員として取り組むべき課題などについて、重点的に取り組む施策として位置づけ、それぞれの現状と課題を整理し、施策の方向を示します。

具体的には、重点的に取り組む分野を次のとおりとし、これらについて施策の方向性を示します。

- 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全(第1節)
- 健全な森林・豊かな緑の保全(第2節)
- 持続可能な水循環社会づくり(第3節)
- 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり(第4節)
- 廃棄物等の発生抑制等の推進(第5節)
- 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進(第6節)
- エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進(第7節)

〈 重点的に取り組む施策 〉

富士山の環境保全	森林・緑の保全等	水環境の保全等	景観保全・農業
<p>重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全</p> <hr/> <p>(1)多様な自然環境の保全 (2)優れた景観の保全 (3)富士北麓の不法投棄対策の推進</p>	<p>重点2 健全な森林・豊かな緑の保全</p> <hr/> <p>(1)森林の多面的機能の発揮の促進 (2)森林環境教育の推進 (3)緑化の推進 (4)ふれあいの機会の提供</p>	<p>重点3 持続可能な水循環社会づくり</p> <hr/> <p>(1)健全な水循環の維持 (2)水環境の保全 (3)ふれあいの機会の提供</p>	<p>重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり</p> <hr/> <p>(1)美しい景観の保全・整備の推進 (2)環境の保全に資する農業の促進</p>

廃棄物対策	鳥獣害対策	地球温暖化対策
<p>重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進</p> <hr/> <p>(1)発生抑制等に関する役割や取組の明確化 (2)不法投棄対策等の推進</p>	<p>重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進</p> <hr/> <p>(1)野生鳥獣の保護管理の推進 (2)鳥獣害防止対策の強化</p>	<p>重点7 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進</p> <hr/> <p>(1)クリーンエネルギーの導入促進 (2)省エネルギー対策</p>

＜図6-1 環境の各分野と重点的に取り組む施策との関係 イメージ図＞



第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

■ 現状と課題

富士箱根伊豆国立公園に指定されている地域には、青木ヶ原樹海、ブナ林、アカマツ林、ハリモミ純林などの自然林や原生林が分布しているほか、富士五湖では、天然記念物のフジマリモの生育が確認され、また、ガン、カモ類の飛来が多く、溶岩洞窟には希少なコウモリ類も生息しているなど、多様な動植物が数多く見られます。

標高が日本一高い成層火山で、かつ独立峰であり、広い裾野を持つ円錐型の富士山は、見る人を魅了する日本一の美しさと迫力を持ち、四季折々でその姿を変える眺望も富士山の景観を特徴づけるものです。

また、富士山は、豊富な地下水などの恵みをもたらし、この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

これら富士山及び周辺地域の豊かな自然と美しい景観を次の世代に継承していくため、本県では、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を契機に、その歴史を踏まえつつ、新たな時代を展望した「富士山総合環境保全対

策基本方針」を平成10(1998)年に策定して、総合的な保全対策に取り組んできました。

同時に、富士山の環境保全に取り組むため、静岡県と連携するなかで平成10(1998)年に「富士山憲章」を、平成23(2011)年に2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、全国に向け、その理念等の普及啓発に努めてきました。

しかしながら、オフロード車による自然破壊や、山麓部の不法投棄など富士山の自然環境や景観に影響を及ぼす問題も発生しています。

一方、富士山は、雄大さ、気高さ、美しさなどを基盤とし、信仰や芸術を生み出した山として、平成25(2013)年6月、世界文化遺産に登録されました。

私たちは、富士山とその周辺地域の自然環境や景観を守り、世界遺産としてふさわしい富士山の保全に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の方向

重点1 富士山及び周辺地域の 良好な環境の保全

1-1 多様な自然環境の保全

1-2 優れた景観の保全

1-3 富士北麓の不法投棄対策の推進

1-1 多様な自然環境の保全

- (1) 「富士山憲章」及び「富士山の日」の理念にのっとり、富士山の環境保全と適正な利用を促進し、富士山を将来に引き継ぐよう、情報の発信を進めます。
- (2) 青木ヶ原樹海の原生的な自然を保全し、適正なエコツアーを確立するため、エコツアー主催者及び関係機関との合意のもと、策定、施行した「富士山青木ヶ原樹海エコツアーガイドライン」の周知と遵守の徹底を図ります。
- (3) 富士山を訪れる多くの来訪者が、マイカー(乗用車)の利用からシャトルバス等の公共交通の利用に転換するための取組に努めます。
- (4) 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止するなど、水質の保全に努めます。
- (5) 関係機関との連携を図りながら、「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」に基づき、富士五湖における静穏を保全します。
- (6) 県立試験研究機関において、富士山周辺の自然特性に関する調査・研究を進めます。
- (7) 富士山の環境保全を推進するため、富士山ボランティアセンターを拠点として、意識啓発を行うとともに、富士山レンジャー等による環境保全活動を進めます。

1-2 優れた景観の保全

- (1) 「富士山包括的保存管理計画」の見直しや富士山の文化的な価値の啓発などを行い、世界文化遺産である富士山を世界に誇れる山として保全し、その美しい景観を将来に引き継いでいくための取組に努めます。
- (2) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (3) 富士五湖など構成資産周辺や幹線道路沿いの広告物・案内板の点検等を行い、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。

1-3 富士北麓の不法投棄対策の推進

- (1) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	富士山環境保全活動参加者数	40,267人/年(H24)	50,000人/年(H27)
2	富士山環境教育参加者数	13,602人(H24)	17,000人/年(H27)
3	富士山チップ制トイレ協力度	36%(H24)	100%(H27)
4	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD) (再掲)	湖沼5地点中 5地点(H24)	湖沼5地点中 5地点(H30)
5	富士山科学カレッジ(仮称)修了者数(再掲)	29人/年(H24)	32人/年(H30)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～3:富士山を守る指標(H12～27)

第2節 健全な森林・豊かな緑の保全

■ 現状と課題

本県は、県土面積の78%を森林が占めており、県の人口1人当たりの森林面積4,078m²は、国の人口1人当たりの森林面積1,967m²の約2倍と、豊富な森林資源を有しているといえます(人口は平成24(2012)年10月1日現在)。

森林は、木材の生産のみならず、水源涵養機能、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能といった公益的機能を含む多面的な機能を有しています。

しかし、木材価格の長期的な低迷、人件費等の経営コストの上昇などにより林業の採算

性は大幅に低下し、間伐等の保育や木材の利用が十分に行われない状況も見られ、こうした森林については、公益的機能を発揮させるため、公的関与による森林整備を行うことも必要です。

市街地における緑地については、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、県民の健やかで潤いのある生活環境の確保に大きな貢献をしています。

森林や緑地の有する多面的機能を十分発揮させていくためには、森林の適正な維持・管理を計画的に行っていくとともに、都市部での緑化を積極的に推進していく必要があります。

■ 施策の方向

重点2 健全な森林・豊かな緑 の保全

2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

2-2 森林環境教育の推進

2-3 緑化の推進

2-4 ふれあいの機会の提供

2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

- (1) 「やまなし森林・林業再生ビジョン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の再生を図るため、荒廃した森林の再生とともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。
- (2) 健康づくりの場として森林空間の利用に対する期待が高まるなか、人々に「和み」と「癒し」をもたらす機能を有する森林を活用する森林セラピーやツーリズムの視点を取り入れた森林活用を進めます。
- (3) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (4) 森林の公益的機能の持続的な発揮を図るため、管理不十分な森林について、森林環境税等を活用して、適正な森林整備を進めます。
- (5) 本県の森林面積の57%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林^{かん}の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (6) 県森林の46%を占める県有林では、環境への配慮など国際的な基準により認められた管理経営を進めます。
- (7) 原生的な自然や自然環境を保全するうえで重要な野生動植物の生育・生息地として、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じて、植生の復元など森林生態系を適切に保全、管理します。
- (8) 環境に配慮した工法の導入等により、自然にやさしい治山・林道技術の向上を図ります。
- (9) 森林総合研究所において、本県特有の自然環境や資源の保全、新技術の開発などにつながる研究に取り組めます。

2-2 森林環境教育の推進

- (1) 教育関係機関と連携し、森林の整備及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林を活用した体験活動を通じて森林環境教育の充実を図ります。
- (2) 森林や緑を大切にすることを育てるための、環境教育プログラムを推進します。
- (3) 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」の積極的な活用を図ります。

2-3 緑化の推進

- (1) 緑化活動に対する理解を深めるため、民間団体、市町村等関係機関との連携のもと、各種イベントを開催し、緑化の推進に関する普及啓発を進めます。
- (2) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (3) 植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に選定し、質の高い緑化を進めます。
- (4) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。
- (5) 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑づくりの専門家の養成や緑化活動に関する情報提供等を行います。

2-4 ふれあいの機会の提供

- (1) 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林公園や森林文化の森におけるプログラムの充実を図ります。
- (2) 山や森林に親しむことを通じて、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観など山や森林から得られる恩恵や、それらによって育まれた文化、歴史を改めて認識してもらおう契機とするため、「山の日宣言」の趣旨にのっとり、やまなし「山の日」実践活動などを展開します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	荒廃した民有林の整備面積(再掲)	316ha(H24)	8,000ha(H33)
2	森林吸収源対策による 森林の二酸化炭素吸収量(再掲)	山梨県地球温暖化対策実行計画(仮称) (H25年度中策定予定)において設定	
3	森林環境教育の実施教育機関数の割合(再掲)	山梨県緑化計画(仮称)(H25年度中策定予定) において設定	

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: やまなし森林・林業再生ビジョン(H24~33)
- 指標2: 山梨県地球温暖化対策実行計画(仮称)(H26~)
- 指標3: 山梨県緑化計画(仮称)(H26~)

第3節 持続可能な水循環社会づくり

■ 現状と課題

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳など雄大な山々に囲まれ、森林が県土面積の78%を占める森林県であり、豊かな森林によって育まれた水は、富士川、多摩川、相模川水系の上流のみならず下流にも多大な恵みをもたらしています。また、年間出荷額全国1位のミネラルウォーター、名水百選に選ばれた三分一湧水、忍野八海などに代表されるように、本県は良質な地下水及び湧水に恵まれており、生活用水の水源の約6割を地下水及び湧水に依存しています。

この水は、私たちの日常生活や事業活動に欠かせないものであり、工業用水、農業用水など様々な目的に利用され、また、河川、湖沼などの水辺は、野生の動植物、水生生物の生息、生育の場であるとともに、水や動植物とのふれあいの場として、人々の生活に潤いを与える空間となっています。

また、水は、雨となって地上に降りそそぎ、森林の土壌などに地下水として保水され、川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨になるとい

うように自然のなかで循環しており、その過程で多くの汚濁物質が浄化され、水環境や生態系が守られていることから、健全な水循環を維持しつつ、水の利活用を図っていくことが重要となっています。

一方で、都市化の進展や山村地域の過疎化、産業構造やライフスタイルの変化などを背景とし、森林の荒廃、水源涵養機能^{かん}の低下、生態系への悪影響など、健全な水循環の確保に支障となる問題が表面化してきています。平成23(2011)年度から2箇年にわたって実施した水資源実態等調査では、本県の降水量、地下水賦存量が長期的に減少傾向にあることも明らかとなりました。

私たちの暮らしや産業などに欠かすことのできない貴重な水資源、多様な水生生物が生息、生育でき、人々が水とふれあえる豊かな水環境を将来にわたって保護、保全していくため、様々な分野における水政策を展開し、持続可能な水循環社会を目指して継続的に取り組んでいく必要があります。

■ 施策の方向

重点3 持続可能な水循環社会 づくり

3-1 健全な水循環の維持

3-2 水環境の保全

3-3 ふれあいの機会の提供

3-1 健全な水循環の維持

- (1) 健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」に基づき、施策の展開を図ります。
- (2) 水資源の有限性や重要性について普及啓発を行うとともに、産業活動の進展や人口動態の変化による水需要の把握に取り組みます。
- (3) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、地下水の適正採取や採取者に対する涵養^{かん}の指導など、地下水保全対策を推進します。
- (4) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、地下水の保全と適正な利用を図るため、地下水位の状況を常時監視します。
- (5) 「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」に基づき、森林の土地売買等について事前に把握し、所有者等に助言をすることにより、水源地域内の適正な土地利用を図ります。
- (6) 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養^{かん}、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- (7) 本県の森林面積の57%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林^{かん}の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- (8) 温泉資源の保護を図るため、温泉資源調査などを実施するとともに、可燃性天然ガスによる事故の未然防止や適正な利活用に向けた取組を進めます。
- (9) 上流域と下流域との住民、市町村、企業等が一体となって、流域に与えている環境負荷やその改善のために果たすべき役割を認識し、クリーンキャンペーンや交流会など、水環境を保全するための取組を促進します。

3-2 水環境の保全

- (1) 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- (2) 安全な水道水を安定的に供給するため、水道事業者等による適正な水質検査体制の整備を指導監督します。
- (3) 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- (4) 河川等における生物の生息、生育、繁殖空間の維持・回復のための取組に努めます。
- (5) 汚濁が著しく進行している河川、湖沼については、流入対策とともに、底泥の除去や植生を活用した浄化対策を行います。

- (6) きれいでさわやかな水辺環境の保全に向けた普及啓発を行うとともに、県民、民間団体、事業者、市町村との連携のもと、水辺の美化活動を実施するなど、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進します。

3-3 ふれあいの機会の提供

- (1) 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなど、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	水源の森づくり面積	10,728ha(H20)	18,700ha(H26)
2	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD) (再掲)	河川22地点中 22地点(H24)	河川22地点中 22地点(H30)
3	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD) (再掲)	湖沼5地点中 5地点(H24)	湖沼5地点中 5地点(H30)
4	生活排水クリーン処理率(再掲)	山梨県生活排水処理施設整備構想(仮称) (H25年度中策定予定)において設定	
5	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖 環境が改善される水辺の延長(再掲)	66.9km(H20)	84.0km(H26)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1,5:山梨県社会資本整備重点計画-第2次(H20~26)
- 指標4:山梨県生活排水処理施設整備構想(仮称)(H26~)

第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

■ 現状と課題

本県における多様で豊かな自然や貴重な歴史的文化的資産は、山梨を象徴する美しい景観をつくりだしています。こうした自然景観や歴史的文化的景観は、私たちに、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を感じさせるものであり、このかけがえのない県民共有の財産を大切に守り育て、後世に継承していかなければなりません。

また、沿道のまち並みや住まいの周辺においては、公共施設、屋外広告物、公園緑地などが景観を構成する重要な要素であるため、これらの建築物等自体の美しさの追求と周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めるとともに、人々が集い、触れ合うことのできる憩いの場としての雰囲気づくりや地域の活性化にも配慮し、人間性豊かで魅力ある景観を創造していくことが必要です。

さらに、山梨のふるさとの景観は、農林業や商業など、住民の営む暮らしや経済活動の中で持続的に形成されてきたものであり、人々の生活や社会秩序を反映したものでもあります。地域における良好な景観づくりを進めるためには、郷土の景観を見つめる感性を育むとともに、住民や事業者と行政が共通の認識を持ち、それぞれの役割に応じ、県土の景観形成に協働して取り組む必要があります。

一方、県土の一部を構成する農村地域は、食料供給の機能のほか、上に挙げた良好な景観の形成や、国土保全、水源の涵養等といった多面的な機能を有しており、このような

機能を将来にわたって発揮させていく必要があります。

しかし、農業の生産面についてみると、農家のエコファーマー取得の増大など環境保全型農業の広がりはありますが、引き続き化学肥料、化学合成農薬の多投入による環境負荷の事態も見受けられます。

また、消費面では、食品の安全・安心、健康に対する関心の高まりから、有機農産物や化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した農産物への消費者ニーズが高まってきています。

こうした状況に対応するため、家畜排せつ物などの有効利用によるたい肥を活用した土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用を減らした農業生産方式の普及、定着を図ることが必要です。また、消費者に対して、環境への負荷の低減を図るため、こうして地域で生産された農産物を積極的に購入するよう、普及啓発を図っていくことが不可欠です。さらに、資源の循環的な利用の観点から農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を進めるなど、環境への負荷の低減を総合的に促進していく必要があります。

また、農業、農村の有する豊かな自然、景観は、地域全体の資源であり、これらを活かした環境と調和した農業、農村地域づくりを進めていくことが重要です。

■ 施策の方向

重点4 環境にやさしく自然と 調和した美しい県土づくり

4-1 美しい景観の保全・整備の推進

4-2 環境の保全に資する農業の促進

4-1 美しい景観の保全・整備の推進

- (1) 市町村における「景観計画」の策定や計画に基づく取組を支援し、地域の風土や歴史、産業などと密接に関わって形成されてきた県土固有の景観の保全と創造を促進します。
- (2) 電線類の地中化や街路樹等の植栽の整備による良好な道路景観の形成を図るとともに、地域住民による建築協定の締結や優れた建築物への表彰により個性的で優れた街並み景観の形成を図るなど、魅力ある街並みづくりを促進します。
- (3) 良好な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間造りを推進します。
- (4) 「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。
- (5) 森林景観形成・修景のための眺望伐採、森林整備を行い、登山者、旅行者等に親しまれる美しい森林景観形成の推進に努めます。
- (6) 歴史上又は芸術上価値の高い建造物などの有形文化財、史跡、名勝などの保護を図ります。
- (7) 多くの県民が利用する公用、公共用施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進します。
- (8) 緑豊かな生活環境をつくるため、地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取組を促進します。

4-2 環境の保全に資する農業の促進

- (1) 環境への負荷を低減する栽培技術の開発と普及、定着を図り、化学肥料、化学合成農薬の使用を低減した栽培など環境保全型農業の普及を促進するとともに、環境への負荷の少ない農業を営むエコファーマーの認定制度を推進します。
- (2) 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理を促進します。
- (3) 農業の持つ自然循環機能を活かし、家畜排せつ物や稲わらなどのたい肥化やその利用を促進します。

- (4) 畜産分野でのエコフィードを推進するためブドウのしぼりかすなど未利用資源の飼料化を進めます。
- (5) 農山村における特徴的な風景を県民の貴重な財産として捉え、周辺の自然景観と調和した特色ある農山村景観を保全し、個性ある良好な農山村景観の創造に努めます。
- (6) 農山村の有する多様な生物等が生息する豊かな自然環境に配慮した農山村環境の保全、整備を進めます。
- (7) 農村の生活排水対策として、農業集落排水施設の整備を促進します。
- (8) 優良農地を確保し、農村景観の保全を図るため、耕作放棄地等の実態把握や利用状況調査を行い、耕作放棄地の解消対策を推進するとともに、多様な担い手による耕作放棄地等の利活用を促進します。
- (9) 耕作放棄地の解消及び発生を防止するため、基盤整備を行い優良農地への再生を支援します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	電線類の地中化延長(県管理道路)(再掲)	35km(H20)	72km(H26)
2	国・県指定文化財の新規指定件数(再掲)	新やまなしの教育振興プラン(仮称)(H25年度中策定予定)において設定	
3	「緑の教室」受講者数(再掲)	山梨県緑化計画(仮称)(H25年度中策定予定)において設定	
4	エコファーマー認定者数	7,414人(H22)	7,800人(H26)
5	有機農業に取り組む農家数	95戸(H22)	115戸(H26)
6	農地・水保全管理共同活動取組面積	6,156ha(H22)	7,000ha(H26)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1:山梨県社会資本整備重点計画-第2次(H20~26)
- 指標2:新やまなしの教育振興プラン(仮称)(H26~)
- 指標3:山梨県緑化計画(仮称)(H26~)
- 指標4~6:やまなし農業ルネサンス大綱(H23~26)

第5節 廃棄物等の発生抑制等の推進

■ 現状と課題

事業活動や日常生活から絶え間なく発生する廃棄物について、県民、事業者の環境に対する意識の向上や各主体のリサイクルの推進などの取組により、ごみ排出量や最終処分量などは減少傾向にあります。

しかしながら家庭やオフィスから出る一般廃棄物については、本県は、リサイクルの取組を示す再生利用率の伸びや事業系一般廃棄物の削減が全国に比べ進んでいない状況です。

また、産業廃棄物については、各種リサイクル法に基づく排出事業者及び処理業者のリサイクル等の取組が進んでいますが、経済動向により左右される面が大きいと、引き続き、発生抑制と適正処理を推進していく必要があります。

なお、近年、全国的な産業廃棄物最終処分場のひっ迫が緩和していることなどを踏まえ、本県では、当面、公共関与による新たな最終処分場の設置を凍結しており、さらに、平成25(2013)年11月には、本県初の公共関与

による管理型処分場である山梨県環境整備センターを閉鎖せざるを得ないこととなりました。今後は、産業廃棄物を取り巻く将来的な状況の変化に対応し、新たな設置の必要性や整備手法等を検討するため、県内の最終処分量や全国的な産業廃棄物最終処分場の動向などを注視していく必要があります。

さらに、廃棄物の不法投棄については、全国的に不法投棄事案が発生しており、県内においても依然として後を絶たない状況です。こうした不法投棄は、近年、広域化、悪質化が進んでいることから、警察や市町村と連携して監視体制を強化し早期発見、未然防止を図る必要があります。

このような本県における廃棄物に関する課題に対応するため、廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理等のための取組を一層強化することが重要であり、事業者、県民、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携していく必要があります。

■ 施策の方向

重点5 廃棄物等の発生抑制等の推進

5-1 発生抑制等に関する役割や取組の明確化

5-2 不法投棄対策等の推進

5-1 発生抑制等に関する役割や取組の明確化

- (1) 廃棄物等の発生抑制等を推進し、循環型社会の実現を図るため、本県の廃棄物に関する現状や課題を踏まえて策定した「第2次山梨県廃棄物総合計画」に基づき、施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- (2) 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体がごみ減量化へ取り組む運動を展開し、全県的なごみ減量化の機運を醸成します。
- (3) 産業廃棄物を一定量以上排出する事業者等に対して、産業廃棄物の減量化や再生利用など適正処理に関する内容を含む産業廃棄物処理計画の策定を促進し、その適切な運用を徹底します。
- (4) 県内及び全国の産業廃棄物処理状況やリサイクル技術を含む廃棄物処理技術の進展等の動向把握に努め、必要に応じて、産業界、廃棄物処理業界及び市町村等の意見を踏まえ、廃棄物最終処分場の設置の必要性や整備手法等について検討します。
- (5) 一般廃棄物の減量化等を促進するため、一般廃棄物処理計画に基づき一般廃棄物の減量化等を推進する市町村に対して技術的な支援を行います。

5-2 不法投棄対策等の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理を防止するため、県民、事業者、関係機関などとの連携を図りながら、廃棄物監視員などによる不法投棄監視パトロールを行うなど、監視の一層の強化を図ります。
- (2) 多くの民間団体や関係機関の協力を得て設置した「富士山麓環境美化推進ネットワーク」の構成団体と連携し、富士山周辺地域における廃棄物不法投棄防止対策について、地域ぐるみの取組を進めます。
- (3) 不法投棄などの事案に対しては、警察などと連携を図るなかで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、厳正に対処します。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	一般廃棄物総排出量(再掲)	328千t(H20)	293千t(H27)
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量 (再掲)	623g/日(H20)	505g/日(H27)
3	一般廃棄物再生利用率(再掲)	18.5%(H20)	25%(H27)
4	産業廃棄物総排出量(再掲)	1,841千t(H20)	1,764千t(H27)
5	産業廃棄物再生利用率(再掲)	50%(H20)	50%(H27)
6	産業廃棄物最終処分量(再掲)	144千t(H20)	105千t(H27)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1～6:第2次山梨県廃棄物総合計画(H23～27)

第6節 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

■ 現状と課題

近年、ニホンジカ、イノシシなど特定の鳥獣や外来生物の生息数増加や生息域拡大等により、農林業や生態系等への被害が深刻化しています。

人と野生鳥獣とが共生するためには、科学的なデータに基づく野生鳥獣の保護管理を計画的に実施する必要があります。

県では、長期的な観点からこれらの野生鳥獣の保護を図ることを目的として、特定鳥獣保護管理計画を策定しました。

特定鳥獣保護管理計画では、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りながら、科学的で計画的な管理目標を設定し、これに基づき、鳥獣の適切な個体数管理の実施、

鳥獣の生息環境の整備、鳥獣による被害の防除等を推進しています。

一方、野生鳥獣による農作物の被害は、農業者の生産意欲を減退させ、耕作放棄地が増加する一因となっています。また、耕作放棄地は野生鳥獣の隠れ場所にもなることから、被害の拡大に拍車をかけています。

このため、関係団体等で構成する野生鳥獣被害対策連絡協議会で被害防止対策の総合的な検討を進めるとともに、被害防止施設の効果的な導入促進と関係団体及び地域が一体となった被害防止対策の取組を推進しています。

■ 施策の方向

重点6 野生鳥獣の保護管理・鳥獣害防止対策の推進

6-1 野生鳥獣の保護管理の推進

6-2 鳥獣害防止対策の強化

6-1 野生鳥獣の保護管理の推進

- (1) ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
- (2) 管理捕獲従事者の確保・育成を推進します。

6-2 鳥獣害防止対策の強化

- (1) 鳥獣害防止技術指導員や集落リーダーの育成・活動支援等により、地域ぐるみの被害防止対策を推進します。
- (2) 電気柵や防止柵の設置・普及等、効果的な被害防止対策を進めます。
- (3) 市町村の被害防止計画に基づいて、地域協議会等が実施する被害防止対策を支援します。
- (4) 森林整備事業での被害防止対策により、森林の保護に努めます。

■ 環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	ニホンジカの推定生息数(再掲)	38,011頭(H24)	4,700頭(H28)
2	獣害防止柵の整備による被害防止面積(再掲)	2,300ha(H22)	3,500ha(H26)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1: 第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(H24~28)
- 指標2: やまなし農業ルネサンス大綱(H23~26)

第7節 エネルギーの地産地消による地球温暖化対策の推進

■ 現状と課題

本県は、地域特性を生かしたクリーンエネルギーとして、太陽光発電、小水力発電、バイオマス、燃料電池の導入を促進し、また、東日本大震災後の電力不足に対応するため、県民運動として節電を実施してきました。

この成果を踏まえながら、概ね2050年ごろまでに、クリーンエネルギーの導入促進と省エネルギー対策を両輪に、県内の消費電力全てをクリーンエネルギー発電で賄う「エネルギーの地産地消」の実現を目指します。

「エネルギーの地産地消」の実現のためには、クリーンエネルギー導入促進の加速と省エネルギー対策の推進に取り組むとともに、環境と調和した「エネルギー地産地消型社会」の構築に向けて、クリーンエネルギーによる電力の自給自足が可能なまちづくりや、創エネと省エネによる環境に優しいライフスタイルの定着などを進めていく必要があります。

■ 施策の方向

重点7 エネルギーの地産地消による 地球温暖化対策の推進

7-1 クリーンエネルギーの導入促進

7-2 省エネルギー対策

7-1 クリーンエネルギーの導入促進

- (1) 太陽光発電について、県民・県内事業者等への情報提供などにより、住宅、事業所等への導入を促進するとともに、防災拠点をはじめとした社会インフラへの導入を拡大します。
- (2) 地球温暖化を防止するため、化石燃料によらないエネルギーとして、製材残材や未利用間伐材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- (3) 燃料電池技術の実用化を推進し、関連産業の集積と育成を進めます。
- (4) 事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備に対し、一定の要件のもと、融資を行います。
- (5) 既設水力発電所の安定的稼働によりクリーンエネルギーの安定供給に努めます。

- (6) エネルギー地産地消に向け、平成25(2013)年度から10年間で10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
- (7) エネルギー地産地消に向け、水力発電の有望地点について開発調査を行います。
- (8) 農村地域において、地域特性を生かした自然エネルギーの活用を促進します。
- (9) 再生可能エネルギーの普及促進を図るため、超電導による電力貯蔵技術の実用化を推進します。
- (10) 米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに、再生可能エネルギー等に関する情報発信を行います。

7-2 省エネルギー対策

- (1) 「山梨県エネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
- (2) 地球環境保全や省エネルギーなどに関する情報提供や普及啓発等を通じ、環境に配慮したライフスタイルの定着を促進します。

環境指標

	指標の項目	基準値	目標値
1	木質バイオマス利用施設数(再掲)	14施設(H22)	28施設(H33)
2	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(再掲)	4.5万kW(H23)	9万kW(H27)
3	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)(再掲)	0.9万kW(H23)	1万kW(H27)

※ ()内は年度

※ 次の指標は、関連する計画等において目標が設定された項目であり、計画の改定や新計画策定により基準値・目標値が変更された場合は、本計画も連動して基準値・目標値を改めることとします。

- 指標1:やまなし森林・林業再生ビジョン(H24~33)
- 指標2,3:やまなしエネルギー地産地消推進戦略(H25~2050年)

第7章 計画の推進

第1節 推進体制

1 庁内における推進体制

本計画の推進にあたっては、平成20(2008)年に庁内に設置した「さわやか・やまなし環境創造本部」において、部局間の相互

の連携を図りながら、計画に基づく施策及び事業を総合的に推進していきます。

<図7-1 さわやか・やまなし環境創造本部の概要>

さわやか・やまなし環境創造本部

本部長 **知事**

本部長代理 **副知事**

副本部長 **森林環境部長**

<分掌事務>

- ① 環境の保全及び創造に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- ② 環境の保全及び創造に係る施策の総合調整に関すること。
- ③ その他必要と認められる事項に関すること。

本部会議構成員

副知事 公営企業管理者 教育長 警察本部長 知事政策局長 企画県民部長
 リニア交通局長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 エネルギー局長
 産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長

幹事会構成員

知事政策局次長 企画県民部次長 リニア交通局次長 総務部次長
 福祉保健部次長 森林環境部次長 エネルギー政策課長 産業労働部次長
 観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局次長
 教育次長 警察本部警務部参事官

2 各主体との連携

本計画の推進には、県民、民間団体、事業者、市町村といった各主体の取組も不可欠です。そのため、情報提供等をとおして各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、計画を推進していきます。

3 国等との協力

本計画の推進にあたり、広域的な環境問題などへの対応については、国や関係機関、周辺自治体等との緊密な連携を図りながら、効果的な施策及び事業の実施に努めます。

第2節 計画の進行管理

1 PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進し、計画の基本目標や目指すべき将来像の実現を図るためには、施策及び事業の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、環境指標(数値目標)の点検・評価をととした進行管理を行うこととします。

なお、本計画に関連する県計画等(山梨県廃棄物総合計画、山梨県緑化計画、山梨県鳥獣保護事業計画、山梨県地球温暖化対策実行計画 等)に係る施策及び事業の成

果については、各計画において掲げた数値目標等による進行管理を行っているため、本計画の進行管理においては、各計画における代表的な指標を取りまとめることで、本県の環境全般に関する状況を把握することとします。

また、関連計画に基づく指標については、当該計画の目標値等と整合を図るものとし、計画改定等により指標の内容や目標値等が変更された場合は、本計画の指標も連動して変更し、統一した指標での進行管理を行うこととします。

なお、点検・評価の結果を受けて施策及び事業の内容や規模の見直しを検討するほか、環境問題を巡る状況や社会的動向の変化などに対応するため、必要に応じて本計画そのものの見直しについても検討します。

2 環境の状況の公表

山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、毎年度の点検評価の結果を、山梨県環境保全審議会へ報告するとともに、広く県民、

事業者等に速やかに公表し、環境の状況についての共通理解を図ります。

<図7-2 計画の進行管理の概要>

